

# 平成25年第3回紀の川市議会定例会 第3日

平成25年 9月 4日(水曜日) 開議 午前 9時27分  
散会 午後 1時52分

## ◎議事日程(第3号)

日程第1 一般質問

## ◎本日の会議に付した事件

議事日程(第3号)のとおり

## ○出席議員(23名)

1番 榎本喜之	2番 室谷伊則	4番 川原一泰
5番 吉田隆三郎	6番 阪中晃	7番 松本哲茂
8番 上野健	9番 杉原勲	10番 高田英亮
11番 寺西健次	12番 堂脇光弘	13番 田代範義
14番 石井仁	15番 森田幾久	16番 井沼武彦
17番 今西敏文	18番 竹村広明	19番 岡田勉
20番 坂本康隆	21番 大森道夫	22番 亀岡雅文
23番 村垣正造	24番 西川泰弘	

## ○欠席議員(0名)

## ○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村慎司	副市長	田村武
市長公室長	林信良	企画部長	橋口順
総務部長	竹中俊和	市民部長	北林佳高
地域振興部長	吉田靖	保健福祉部長	服部恒幸
農林商工部長	歌英樹	建設部長	尾崎好民
国体対策局長	畑野孝典	会計管理者	武田雅明
水道部長	上始	農業委員会事務局長	立具秀敏
教育長	松下裕	教育部長	西田好宏
総務部財政課長	森本浩行		

## ○議会事務局職員

事務局長	永田博敏	次長兼議事調査課長	藤井節子
------	------	-----------	------

議事調査課課長補佐 岩 本 充 晃      議事調査課係長 田 中 啓 吾

---

（開議 午前 9時27分）

○議長（西川泰弘君） おはようございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第3回紀の川市議会定例会3日目の会議を開きます。

これより、議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

## 日程第1 一般質問

---

○議長（西川泰弘君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

はじめに、10番 高田英亮君の一般質問を許可します。

まず、子育て支援についての質問をどうぞ。

高田議員。

○10番（高田英亮君）（質問席） おはようございます。

通告に従いまして、私のほうから3点、質問をいたします。

まず最初に、子育て支援、親子連れで安心して遊べる広場、施設の整備について、質問いたします。

最近、1歳から3歳ぐらいの子どもさんを持つお母さんたちからよく言われるのですが、子どもたちが安心して遊べる芝生の張った広場でゆっくりと時間を過ごせる公園が紀の川市にないので、岩出市の緑化センターや公共下水道的那賀浄化センターにある、さぎのせ公園、また紀美野町の野上ふれあい公園に行っているこのことです。また、先日の子ども議会でも、「楽しく遊べる公園が欲しい」との質問もありました。

そこで、このような小さな子どもさんを持っている育児中の親御さんが遊べるとともに、親同志のコミュニティの図れる安心して遊べる広場、または施設の整備をすることが、子育て中の世代の支援につながっていくと考えますし、少子化が進む中、紀の川市で安心して子どもを産み育てることができ、地域全体で支える仕組みの中で、現在建設される新市民体育間周辺を総合的に一つの「子どもゾーン」と位置づけ、幼児から青少年までの健やかな成長を望めるスポーツ公園と児童公園を整備してはと考えますが、市のまちづくりの方向性を質問いたします。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長 尾崎好民君。

○建設部長（尾崎好民君）（登壇） おはようございます。

高田議員の質問について、お答えさせていただきます。

子育て支援（親子連れ安心して遊べる広場、施設の整備）について、お答えさせていただきます。

幼児が親子連れで遊べる広場、施設につきましては、紀の川市に隣接する市町の施設といたしまして、岩出市の緑化センター、さぎのせ公園や紀美野町の野上ふれあい公園が考えられます。これらの施設につきましては、和歌山県が地域関連施設として造成を行い、広い地域を対象とした県民憩いの場として利用することを目的として設置されています。

そのような施設を紀の川市にも設置してはという質問だと思いますが、市内にも合併以前から旧町が造成した公園が数多く設置されています。例えば、国分寺跡歴史公園、貴志川河川公園、長山ふれあい公園、平池緑地公園、桃源郷運動公園、粉河河南公園、秋葉山公園、愛宕池運動公園、青州の里など、県が設置した公園施設とは規模・内容が異なりますが、幼児が親子連れで楽しんでいただける公園として整備しております。

今後は、市民に対して公園の魅力と設置場所をPRし、身近な公園施設として維持管理を行うとともに、施設の長寿命化に取り組みたいと考えてございます。

また、都市公園として整備事業を進めております花の市民公園につきましても、「親子連れで安心して遊べる広場、施設」として配慮した計画となっておりますので、理解、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 再質問、ありませんか。

高田君。

○10番（高田英亮君）（質問席） ただいま、部長から、紀の川市の数多い公園というのを示されました。幼児が親子連れで楽しんでいただける公園として整備していると言われましたが、どの公園も幼児の親子連れというのはほとんど見受けられません。紀の川市にも、みんなに来てもらえる、利用してもらえる、もっと魅力のある公園が求められています。

子育てをしている若いお母さんたちが、小さい子を連れてゆっくり楽しく安心して遊ばせる公園づくり、子育ての支援にもっと力を入れていくべきだと思うのですが、市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（西川泰弘君） 答弁、求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 高田議員の御質問にお答えをしたいと思います。

先ほど、建設部長から、旧町時代から紀の川市として管理をしておりますいろいろな公園、これは今高田議員言われましたように、ゆっくりと子どもさんと遊べる公園にはなかなかないということでもあります。確かに、そういうところもありますが、公園としてはこれだけあるということで、建設部長が申し上げたとおりであります。

そんな中、今、打田の市民体育館建設に伴い、あの一帯を都市公園化していこうということの中で、いろいろ大人のプール、子どものプール等、またその一角を公園として計画をしてございまして、喜んでもらえるような、またみんなが来ていただけるような公園にできるだけしていけるようにしていきたいと、そう思っておりますので、皆さん方の御理

解ある御協力をお願いしたいなと、そのように思います。

○議長（西川泰弘君） 再々質問、ございませんか。

それでは、次、おもてなしトイレ大作戦についての質問をどうぞ。

高田君。

○10番（高田英亮君）（質問席） 二つ目の質問ですが、2点目の県の事業のおもてなしトイレ大作戦の活用について、お尋ねいたします。

観光振興を図る上で、ソフト・ハード両面から対策を講じていく必要があると考えます。紀の川市には、観光交流客を受け入れる魅力ある地域資源が数多く点在しています。これらの資源を広くPRし、集客を図るためには、ある程度の施設設備が必要です。その最たるものが、トイレだと思います。きれいなトイレが完備されていればこそ、多くの集客を見込むことができると思います。

今の子どもたち、洋式のトイレしか使えない子もふえてきています。県では、おもてなしトイレ大作戦として、平成25年度、平成26年度の2年間で3億9,000万円の事業を立ち上げ、紀の国わかやま山国体、紀の国わかやま大会までの間に、洋式トイレの導入、温水洗浄便座の設置、小便器を洗浄操作のセンサー化、オストメイト対応設備の設置の推進、観光施設、公共施設、宿泊施設等の民間施設、さらに観光地の神社仏閣のトイレについても補助対象枠を広げ、整備を行うこととしています。

市としても、これらの県の意向を踏まえ、観光振興の推進と公共施設の利便性を高める上で、トイレ新設や改修をどのような考えで実施していくのか、お示ししていただきたいと思います。

また、整備がかなえば、その維持管理の方向性についてお尋ねします。

現在、粉河駅南ロータリーの公衆トイレ、洋式がなく和式ばかりだそうですが、よく詰まったりして、そのときは近くの商工会の職員さんが世話をしてくれているようです。このたび、大池遊園駅前公衆トイレが新しく設置予定されています。みんなの念願していたトイレです。6月議会で、吉田議員も質問されました。観光振興のため、重要・必要なトイレです。せっかくつくってくれるトイレです。しっかり管理をしていかななくてはならないと思いますが、管理の面もお聞かせください。

○議長（西川泰弘君） 答弁を求めます。

農商工部長 歌 英樹君。

○農林商工部長（歌 英樹君）（登壇） それでは、改めましておはようございます。

それでは、私のほうから、おもてなしトイレ大作戦の活用について、お答えします。

和歌山県では、平成26年に実施される「和歌山デスティネーションキャンペーン」や平成27年の国体等を控え、観光地に設置している市町村関与の公衆トイレと紀の国わかやま大会国体及び紀の国わかやま大会で使用されるトイレを対象に、平成25年度及び平成26年度に観光施設整備補助として、市町村に対して補助率2分の1以内で集中的に整備を図る「おもてなしトイレ大作戦」を展開してございます。

また、この事業に関しては、県知事からも国体までの2年間で、県内全ての公衆トイレをセンサー洗浄機能付きの男性用小便器と温水洗浄便座付きの洋式トイレを備えたものとするといったコメントがあり、和歌山県の強い姿勢が改めて示されたところであります。

こうした状況を受け、本市においても補助対象となる観光地トイレなど27カ所ある中、トイレ施設の設置状況を調査し、県の整備方針を基本としながらも、設置等に係る経費や後年度の維持管理、経費負担、使用頻度なども十分考慮し、整備の方向性を取りまとめてまいります。

まず、くみ取り式のトイレについてでございますけれども、水道・電気が備わっている場合には、整備対象として検討してまいります。

次に、水洗式トイレについては、地域住民の利用である場合や特定の利用者のみで、利用者が少ない場合、それと立地的に整備が不可能な施設は、整備対象外とした上で、小便器については自動洗浄機能をつける。それと、和式トイレについては、最低一つは洋式として洗浄機能をつける。それから、洋式トイレについては、洗浄機能をつける。それと、多目的トイレにつきましては、洗浄機能を付加し、スライドドア化と車椅子の回転スペースを確保できるものは検討していくという内容で、整備の方向性を取りまとめたところであります。

先ほど、議員からお話がありましたように、既に本年度においては、当初予算で貴志川体育館のトイレ、また粉河ふるさとセンタートイレ、貴志川生涯学習センタートイレ、大池遊園駅前公衆トイレの3カ所については、今議会に上程させていただいてる一般会計補正予算（第2号）で予算措置を講じております。

また、平成26年度においては、財政逼迫しており、先ほど申し上げたとおり、経費負担や利用の状況等改めて調査を行いまして、改修整備の必要性が高い施設であるかを十分見きわめた上で、予算措置を講じてまいりたいと考えてございます。

次に、トイレの管理の面についてのことですけれども、先ほど粉河駅の南のトイレの状況の内容の説明がありました。現在、トイレについては施設を所管する課において、それぞれトイレの清掃等維持管理に努めているところであります。現在、トイレの清掃管理面につきましては、公共施設の建物内にあるトイレにつきましては、施設管理人に委託し、また公衆トイレ施設については、大半が専門の業者に委託をしております。また、一部では、地元の自治会や老人会に委託しておりますが、いずれも業務の委託契約を交わしまして、トイレの管理に努めているところであります。

今後の将来的な管理ということで、しっかり管理をしなければならないということだと思います。そうした面で、今の管理方式をしっかりと進めていきたいなというように考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

以上であります。

○議長（西川泰弘君） 再質問、ございますか。

高田君。

○10番（高田英亮君）（質問席） ただいま、部長より答弁をいただきました。

数多くの施設を調査した上で、必要な箇所から整備を進めていくとのことですが、市長についても考え方をお聞かせいただきたいと思えます。

市財政厳しい状況下にあります。全ての施設のトイレとまでは考えていませんが、できるだけこの事業を活用して整備を進めていただきたいと思えます。市長のお考えをお聞かせください。

○議長（西川泰弘君） 市長に答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 高田議員の県が率先してやっていこうという、その「おもてなしトイレ」につきましては、前々から私も貴志川線の大池遊園、また貴志川体育館等、いろいろとトイレについては、ちょうど市独自でも改修をしていかなきゃならないということで考えておりましたところ、県の対応が発表されたということの中で、先ほど担当部長が申し上げたとおり、まだ何とかしていかないといけない公共のトイレ等については、くみ取りが6カ所、水洗トイレが19カ所、新設トイレが2カ所というふうな計画が紀の川市であるわけで、優先度をつけてやっていこうということですが、私は立派なトイレができて、わるさする市民か市以外の方か、そらわかりませんが、非常に今既設のトイレでもそういうことがあって、管理ということだけではなく、故障、破損ということが非常無人化の中で起こっておるわけで、皆さん方に県の補助金をいただいてつくったけれども、じきに破損されて、あとは紀の川市で管理していかなきゃならないということの中で、みんなに御理解ある御協力をいただきながら、できるだけ早い時期にこのトイレの問題も解決するべく、本年、今の9月議会で計上させていただいてる3カ所以外に、平成26年度の予算の中で9,000万円余りの予算を計上してトイレの改修を図っていきたく、そう考えておりますので、御理解いただきたいなど、そのように思えます。

○議長（西川泰弘君） 再々質問、ありませんか。

次に、青少年センターの設置場所についての質問してください。

高田君。

○10番（高田英亮君）（質問席） 次に、3点目の質問ですが、青少年センターの設置場所について。

本庁周辺、教育委員会の近くへの移転の考えはということで、質問いたします。

3月議会で、私が、「青少年センター、なぜ教育委員会の近くに設置されないのか」の問いに、「今のところでも十分やれるのではないかなと思っている」との答弁でした。ことしも7月と8月、県から夏の子どもを守る運動が展開されました。その運動の一環として、紀の川市内旧町単位にパトロール、啓発活動、地区交流会などを行っています。参加者は、主に学校の先生、地区健全育成の委員、補導委員、区長さん、民生委員、更生保護の皆さん方たちです。

地域の子どもたちを見守っていかなくてはならないといういろいろな意見が、そのとき

には出ます。その中で、「なぜ青少年センター、教育委員会の近くに移さないのですか」と問われます。「今のところではみんな不便を感じています。打田にはそんな場所もあるのに」と、打田の人からも言われます。

先日、三重県で、女子中学生が殺害された痛ましい事件が発生しました。紀の川市にもそのようなことが起こらないよう、学校、家庭、地域、行政、青少年センターがもっと強固に連携を図っていかなければならないと思っています。そのためには、迅速に対処・対応できるよう、センターも教育委員会の近くがいいと思いますが、どういう考えを持っておられるのか、お尋ねいたします。

ちなみに、青少年センターだよりによりますと、4月から7月までの深夜徘徊などで補導された人数、打田55名、粉河39名、那賀33名、桃山8名、貴志川20名だそうです。そういう考えを持っておられるのか、1回目の質問します。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 西田好宏君。

○教育部長（西田好宏君）（登壇） おはようございます。

高田議員の青少年センターの設置場所についての御質問に答弁させていただきます。

青少年センターの業務は、問題行動のあった児童・生徒、学校、保護者への指導助言と再発防止に向けての児童・生徒に対する支援活動及び予防教育的な観点から、問題行動が起こる前に、児童・生徒、保護者、学校からの相談に応じ、問題行動の未然防止のための相談啓発活動を行うところであります。

このため、教育部、とりわけ学校教育課との連携が不可欠であり、本年3月議会で教育長が答弁させていただいたとおり、青少年センターはできるだけ教育部から近い場所にあるほうがよいと考えているところです。しかしながら、青少年センターの設置には、事務室のほか複数の相談室等も必要なことから、本庁及び周辺に適切な場所が見当たらず、現行の場所で業務を行っているところでございます。

これらのことから、本年8月からは情報系ネットワークも接続し、メールによる情報交換も可能となっているところでございます。したがって、距離的には若干離れておりますが、教育部と連携を密にした中で、市内パトロールや相談業務、周知事業等について、特に不都合なく業務を行っているところです。

今後は、さらなる連携強化を図る意味からも、本庁周辺への移転も進めてまいりたいと考えておりますが、庁舎、事務室の空き状況も見ながら、関係部署と協議していきたく考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 再質問、ございますか。

高田君。

○10番（高田英亮君）（質問席） 今、部長から答弁をいただきました。

先日の子ども議会で、市役所、新庁舎についての質問がありました。「庁舎、新しく建

て直したのはなぜですか」との質問に、市長は、「業務を分散することで皆さんに御不便をかけ、また無駄な経費も生じていたことから新庁舎を建設することになりました」と答弁されました。青少年センターも同じだと思います。事が起これば、迅速に対処しなければなりませんし、紀の川市の宝物である子どもたちを危険な目に遭わせてはならない。健全に、健やかに成長できるよう見守っていかなくてはならないと思います。

ゆえに、青少年センターの活動の拠点を中心である庁舎の近くに持ってくる必要があると思うのですが、市長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（西川泰弘君） 市長の答弁を求めます。

○市長（中村慎司君）（自席） 高田議員の青少年センターの業務を市の中心部にという御質問であります。

前々から、高田議員には青少年センターの取り組みに熱心にやっていただいている状況の中で、特にこの御質問があったものと、そう思います。

今の貴志川地区での、あの場所での取り組みについては、西の端という格好になりますが、この中心である打田地区に適当な場所が、もちろん建設すれば別ですが、見当たらない状況の中で、決して今の場所が、貴志川のあの場所が不都合な、また大変不適切な場所であるというふうには思っておりません。しかし、高田議員の言われる教育委員会に近いところということとは、一番理想的であるということとは私も思っております。

そういうことの中で、今後の課題として、適切に対処できる、そういうことができればその方向で進めていきたいと。しかし、今のところ、あの場所で十分やっていただけるものと思っておりますので、御理解をいただきたいなど、そのように思います。

○議長（西川泰弘君） 再々質問、ございませんか。

〔高田議員「はい」という〕

○議長（西川泰弘君） 以上で、高田英亮君の一般質問を終わります。

---

○議長（西川泰弘君） 次に、14番 石井 仁君の一般質問を許可します。

まず、紀の川市発注の官公需の地域経済への波及効果についての質問をしていただきたいと思います。

石井君。

○14番（石井 仁君）（質問席） おはようございます。

議長の許可を得まして、一般質問を行います。

まず、一つ目のテーマ、紀の川市発注の官公需の地域経済への波及効果についてであります。

和歌山県の調べによりますと、平成22年度の紀の川市の市内総生産は1,601億3,800万円で、和歌山県全体の3兆5,034億円の4.6%を占めています。平成13年度からここ10年間の市内総生産を見ますと、平均すれば年1,659億円、平成18年度の1,753億円が最も高く、以後減少傾向にあります。地域経済の発展と市民所得

の向上を見据えたときに、1,600億円の市内総生産をどう引き上げていくのか。そして、そのために紀の川市の予算をどう使うかが問われてきます。

そこで、今回の質問では、紀の川市の予算が地域経済にどう生かされているのかということの問題意識に、3点をお聞きいたします。

一つ目は、紀の川市の官公需の地元発注の状況についてです。

国や自治体などの公共機関が、業務のために使用する物品購入や各種の業務委託、施設や道路の新設や改修工事の発注などの公共調達、すなわち官公需が紀の川市ではどうなっているのか。「官公需法」という法律の中では、中小企業施策、地域施策、環境社会福祉施策面などからの要請に応えなければならないという社会的使命も有していると位置づけられています。地域経済の振興策でもある官公需が、その役割が生かされているのか、その現状をお伺いいたします。

二つ目は、登録業者への公平な発注は行われているかという点です。

紀の川市の官公需は、指名業者登録名簿に搭載されたものから発注されます。市内には、多くの業者が地域の経済活動を担っており、受注を希望して登録されています。官公需が地元の業者に公平に発注されているのか、お伺いいたします。

三つ目に、公共事業で市内業者が潤い、所得が市内を回り、雇用を生んできているのか。中村市政2期目、この4年間の到達点をお伺いいたします。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） おはようございます。

それでは、石井議員の御質問にお答えいたします。

紀の川市発注の官公需の地域経済への波及効果についてという御質問でございます。

まず、1点目の紀の川市の官公需の地元の発注の状況でございますが、昭和41年に制定された「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」及びこの法律に基づき、毎年度閣議決定されています「中小企業者に対する国等の契約の方針」により、市が発注する工事、物品購入等において、市内業者への受注を拡大し、地域経済の活性化、地域おこしなど、地域内経済循環の向上、雇用の創出等に寄与していくことが、市の施策上、重要な課題と考えております。

管財課が所管する建設工事の入札における市内業者の受注状況は、平成21年度から平成24年度の4年間で、契約総数846件のうち825件、97.5%を市内業者に受注していただいております。また、契約金額では、同じく4年間で約187億9,600万円のうち、約88億3,700万円、比率にして43.6%を市内業者が受注している状況です。

契約率については、割合が低下している要因は、平成22年度発注の新庁舎建設工事、平成23年度発注の粉河中学校改築工事など大型の工事は市外業者が受注しているということであります。

また、地方公共団体に対し実施されている「官公需契約実績調査」において、物件、工事及び役務と分類された実績のうち、まず「契約数」では、総数のうち中小企業向け契約数の比率は、平成21年度から平成24年度の4年間の合計値と比較しますと、物件では、契約総数2,267件、うち中小企業が1,590件、70.1%です。工事では、契約総数2,386件、うち中小企業は2,285件、95.8%、役務では、契約総数5,824件、うち中小企業が4,616件、79.3%、また「契約額」では、4年間の契約総額284億9,000万円のうち、175億4,000万円、61.6%が中小企業の皆様への発注実績となっております。

全てが市内業者とは言い切れませんが、施工能力、受注能力のある市内登録業者を優先して選定させていただき、受注していただけるよう努めている結果として、高い比率となったと考えております。

二つ目の御質問の登録業者への公平な発注でございますが、入札等参加資格登録に際し、有効に手続され、受注能力を有する市内業者の皆様の企業努力によるところが大きいのですが、地域経済を支える市内業者の受注機会の確保のため、今後も「官公需法」の趣旨に基づき、市内業者への受注機会増加に努めていきたいと考えております。

物件、工事、役務においては、施工能力、受注能力のある市内業者への発注を前提に、受注機会の増加と公平性に努めておりまして、例えば、管財課所管の物品調達では、10万円以上を予定する物品調達、もしくは集中的に購入することを前提とした調達においても、基本的に登録された市内業者を選定させていただき、発注に係る手続を行っております。また、発注額が10万円未満の物品調達では、各担当部署が登録業者の中から実績や地域性を考慮の上選定し、発注手続を行っておりますが、基本的に市内業者を選定し、受注機会の増加に努めているところです。

このように、市内業者の皆様への受注機会の増加を前提に努力行っておりますが、予算の効果的活用の側面から、より安価な業者への発注が原則でございますので、市内業者の皆様も必要と感じており、公平な受注機会の提供は可能であっても、公平な発注は必ずしも可能ではないことも御理解いただきたいと思います。

三つ目の今期の公共事業での市内業者がどのように潤い、所得が市内を回ったか、雇用を生んだかという御質問でございますが、先ほど申し上げましたように、平成21年度から4年間の入札等、市内業者への発注状況は、建設工事の入札で、件数で約97%、金額では全体の44%、約88億3,700万円が市内業者に受注していただいております。また、市役所全体の物件、工事、役務においても、4年間で全体の約62%、175億4,000万円が中小企業の皆様に受注していただいております、その多くは市内業者の皆さんだと考えております。

雇用面においても、それぞれの受注によりさまざまであると思いますが、市としては施工能力、受注能力がある市内業者の皆さんへの発注機会をふやし、地域経済の活性化を目的とした取り組みを行うことにより、雇用創出ができたと考えております。

以上です。

○議長（西川泰弘君） 再質問、ございますか。

石井君。

○14番（石井 仁君）（質問席） 答弁いただきまして、今、部長が先ほど言われたところですが、建設工事でいえば、この21年度から24年度までの4年間で、43.6%が市内業者に回ったと、数字でいえば187億円が建設事業で4年間投下されて、そのうち82億円ですか、ということだと思います。建設や測量設計業務や物品というふうに、入札全部でいえば、部長ももちろん資料ですが、この4年間で合計で210億3,407万円が入札に付されたということになります。

そのうち、市内には、ではどれだけ回ったのかということでは、市内業者は88億3,718万円ということで、42%ということになります。だから、210億円のうち88億円は市内業者に行ったけれども、残りは県内、もしくは県外という状況があるということ、それは工事の性格や事業の中身によって県外業者でなければならなかったということもあるということ、説明はいただきましたけれども、やっぱり私は市内業者、地元業者にこだわりたいなというふうに思っています。

よそのまちに行けば、地元の業者さんはやっぱりそこでは市外業者になるし、あるいは県外業者になるということで、この紀の川市で事業を行って、地域経済を担っている市内の地元の業者さんにもっともっと回るものがあるべきではないかというふうに思います。ここでは、どういうふうに、今後工夫ですね、地元業者に予算が回るように工夫、努力をされていくのかということをお聞きをしたいと思います。

○議長（西川泰弘君） 答弁をも求めます。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（自席） それでは、再質問にお答えいたします。

入札により、紀の川市が発注した建設工事における契約金額、先ほど申し上げましたように、44%、もっとそういった契約額を増加させることができないかということでありますが、この契約については、この4年間で新庁舎の建設工事、それから粉河中学校改築工事、そういった大型事業があったために低い数値であったというふうに考えております。

市内業者の皆様を受注していただく機会をふやしていくために、公共工事の競争入札において、指名競争入札の方式をとることで市内業者を指名し、例えば、下水道工事においては共同企業体を結成していただいて、地元業者の参加を義務づけるケースを設けることなどにより、その結果、市内業者の施工能力が上がりまして、平成24年度からは単独発注を行っております。これは、共同企業体方式により市内業者の施工能力が向上したことによるもので、今後も市内業者の受注機会を図るための検討をいろいろと行っていきたいと考えております。

地元業者を優遇すれば税収もふえ、雇用機会もふえ、地域経済の刺激になります。そこには、地元業者の技術力、競争力が前提であり、コスト削減、最小の経費で最大の効果を

上げること、市民の方からお預かりしている税金の使途を厳格に運用することを前提に、市内業者の方が今まで以上に技術力と競争力をつけていただけることも必要かと考えております。

以上です。

○議長（西川泰弘君） 再々質問、ございますか。

石井君。

○14番（石井 仁君）（質問席） 再々質問、市長にお伺いをしたいと思います。

地元業者に、先ほども私こだわりたいということを書きまして、やっぱりこの地域で大きい小さいはあるけれども、家族的な経営もあれば、社員を雇って社会保険届け出事業として、その地域で雇用も生んでるという事業所もたくさんあって、その方々が市の官公需を受注したいということで登録もされてると。もちろん、されてないところもあるかもしれませんが。こうした地元の業者さんを市長はどんなふうに使われているのかなということですね。

今まで、この4年間ということで見ますと、半分近くが、せつかく入札に付して地域に回るかもという予算が、半分近くが県外に、市外に出ていっているということですので、もっと地元の業者さんにお金が回るような、そういうふうにするべきではないかというふうに思っています。

市長のお考えをお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（西川泰弘君） 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 石井議員の御質問、この4年間で200億円余りの仕事があったということの中で、市内業者が担当したのは44%、もっと市内業者を使えないのかということでもあります。

担当が、総務部長が申し上げたように、ゼネコンといいますか、大型の建物等、紀の川市では建設であれば、大体5～6億円、10億円までの仕事が地元の業者ということになってこようかと思えますし、先ほど申し上げたように、JVを組んで下水等を合併当初はやっておりましたけれども、技術力の向上、また実績等々の中で、現在は紀の川市の業者でできるようにしておりますし、その石井議員の言われる紀の川市の業者をもっと使っていけるよということ、私はそれを一番望んでおるところであります。

いろいろと入札が終わった後、御挨拶等契約のときの条件、条件いうたら、そういう状況の中で、紀の川市でできることは紀の川市の業者を御利用していただけるよということ、請負の業者に強く要請をいたしておきまして、それに応えて、市内の業者も頑張ってもらっていただきたいなと、そう思っております。

それと、先ほどお話にあった、公平な業者の使い方ということでもあります、なかなか隋契じゃないので、営業また競争入札ということの中で、中小企業の皆さん方、また紀の川市のいろいろな業者の皆さん方は、自分なりに頑張りとということも大事ではないかなと、そう思っておりますし、今後とも紀の川市でできることは紀の川市でやっていけるよ

していきたいということで、職員にもいろいろとその取り組みについて頑張っていこうということで話をしておるところであります。

議員心配の、できるだけ紀の川市の業者を活用していくということは、私もそれ以上に強く要望しておるところでございます。

○議長（西川泰弘君） 次に、消費税増税による紀の川市の財政への影響についての質問をどうぞ。

○14番（石井 仁君）（質問席） 二つ目のテーマの消費税増税による紀の川市の財政への影響について、質問をします。

来年4月から5%の消費税率を8%へと引き上げるかどうか。これが今週には判断されることに、今週というのはこの秋にはですね、判断されるということになっています。

現行の消費税5%のうち1%は県税で、その半分が市町村に地方消費税交付金として入ってきます。紀の川市でも24年度の決算書によれば、5億216万3,000円が交付されています。今後、消費税率が引き上げられた場合、歳入では地方消費税交付金も引き上げられて増額となりますが、一方で、歳出では、消費税率改定に伴う諸経費の上昇分、例えば、物件費や補助費、普通建設事業費などで支払う消費税の負担もふえることとなります。地方消費税交付金の増額分よりも、むしろ引き上げによる影響で持ち出しがふえるのではないかと懸念するものですが、消費税の引き上げによる紀の川市の財政への影響はどうなるのかという問題意識からの質問で、2点をお聞きしたいと思います。

一つは、現在、紀の川市が負担している消費税は幾らかということです。

二つ目は、消費税の増税、8%であったり10%ということですが、この増税による紀の川市の増収額と負担額はどうかという点をお尋ねいたします。

○議長（西川泰弘君） 答弁を求めます。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） それでは、二つ目の御質問にお答えいたします。

国・地方を通じた社会保障の安定財源の確保と財政健全化の同時達成を目指すため、消費税率を平成26年4月に8%、平成27年10月に10%に引き上げることが、平成24年8月10日に国会で採択されておりますが、予定どおり消費税率を引き上げるかどうかは、議員おっしゃったように、有識者の意見を聞いて、この秋に最終判断がされるということでございます。このように、消費税導入も非常に不透明な中ではありますが、わかる範囲でお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の消費税増税において、本市に財政上の影響がどのようにあるかということについて。

1点目の紀の川市が負担している消費税額ですが、非課税となる経費や入札による事業費の減額などさまざまな要素がありますので、正確な試算は困難ですが、単純に平成25年度一般会計の当初予算に計上している消費税課税対象経費から試算した結果、約5億5,000万円と見込んでおります。なお、本市が消費税課税対象経費として見込んでいるの

は、賃金を除く物件費、維持修繕費、一部事務組合への負担金、普通建設事業費、公共下水道事業会計への繰出金でございます。一般会計におきましては、消費税法の特例により、下水道事業会計等のような申告納税義務はございません。

二つ目に、消費税増額による増収額と負担額はどうなるかということでございますが、平成25年度一般会計当初予算に計上している消費税課税対象経費に係る消費税率5%を8%に置きかえて試算した結果、歳出額は約3億3,000万円の増額となります。

一方、歳入額は、引き上げ後の消費税率と地方消費税率の区分は、消費税率が6.3%、地方消費税率が1.7%となることから、現在の地方消費税は1%ですので、0.7%の増額を見込んで、約3億5,000万円の増額となりますが、歳入歳出差し引きでは、全体として約2,700万円の歳出超過となります。

次に、消費税率を10%で試算した場合、歳出額は約5億5,000万円の増額、歳入額は、消費税率が7.8%、地方消費税率が2.2%となることから試算して、地方消費税交付金で約6億円の増額と見込んでおります。したがって、消費税率が10%になる時点で歳入歳出が同額と見込んでございます。

このように、消費税増税によって、地方の財源も確保される制度設計にはなっているかと思えます。また、理論的には地方消費税交付金が増加すれば基準財政需要額がふえるため、地方交付税が減額されるということになりますが、地方交付税制度がどのようになるか、詳細な内容は現在のところわかりませんので、今後の推移を見守りたいというところでございます。

以上です。

○議長（西川泰弘君） 再質問、ございますか。

石井君。

○14番（石井 仁君）（質問席） 答弁いただきました。

まだどうなるのかということが最終判断、まだ先にありますけれども、仮に上げられた場合にどうなるのかということでお聞きをしてるんですけれども、先ほどの答弁では、今の現時点の5%の場合でも持ち出しがあると、8%に上がっても持ち出しがあると、10%に上がった時点で、ほぼ同額という答弁だったと思えます。

となりますと、これ来年度以降ですね、消費税仮に引き上げられたときに持ち出しが多くなるという中で、それでも予算組みはしていかなければならないですし、5%の今の時点と同じ額を予算で組んでいくと、むしろ増税分の負担が大きくなってくるので、予算の事業規模としては目減りしてくると、およそですけども3%分の事業を同じ予算の水準であれば、抑えるかプラスにするかしないといけないということになってくるかと思えます。

来年度以降の予算組みをどう、仮に引き上げられた場合にどうされるのかということをお聞きをしたいと思います。

○議長（西川泰弘君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（自席） 再質問にお答えいたします。

消費税率が改定すれば、工事請負契約、需用費、委託料がその影響を受けますので、増税分は当初予算の中で削減対象とするということではなく、消費税増税分を上乗せした額を予算計上せざるを得ないということになると思いますので、全体の歳出額はふえる見込みです。

ただし、先ほど申し上げましたように、3%上がれば若干の歳出超過にはなりますが、平成26年度予算編成に大きな影響を及ぼすものではないというふうに考えております。なお、公共施設の光熱水費、それから維持管理費は増税により支出額はふえてまいります。そういったところで、受益者負担の面から使用料改定等々についても、今後十分議論をしていく必要があるかと考えております。

具体的な平成26年度の当初予算の影響については、現時点では未確定の要素が多いため、引き続き国の動向を注視して、今後示される地方財政対策等を十分見きわめた上で対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（西川泰弘君） 再々質問、ございますか。

石井君。

○14番（石井 仁君）（質問席） 3回目の質問ということで、市長にお伺いをしたいと思っております。

消費税というのは、本当に生活している者からすると大きな負担に、5%ですけれども、これがなってくるということだと思います。例えば、財布に1万円入っていても、そのうち800円は5%であれば500円ですけれども、800円は税でとられると、10%になれば1,000円で税が消えるというふうな形で、大変なことだというふうに思います。

地方自治体にとってみても、消費税のかかる物件費やもろもろありますので、紀の川市でも現在でも5億円の消費税を払っているということですから、これが引き上げられていくと、本当に大きなことだというふうに私は思います。

今の制度設計では、まだそれがカバーされ切らないのかなということだと思いますので、この消費税増税等、自治体の長として、市長としてどう考えて対応されるのかということをお聞きをしたいと思います。

○議長（西川泰弘君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 石井議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

今回の消費増税は、今後の社会保障の財源とするということで、先ほど担当部長からお答えしたとおり、8%か10%かまだ決定をしてない状況の中で、市としては大きな負担にはならない、そういうことで認識をしております。もし消費税が増税された場合には、低所得者の皆さん方等の分については十分考えを持って対処すべきだということを強く要望していくとともに、市としても何らかの対応を今後考えていかなきゃならないと、そのように思っております。

○議長（西川泰弘君） 次に、社会保障制度の申請から認定・決定までの流れについての

質問をお願いします。

石井君。

○14番（石井 仁君）（質問席） 三つ目の質問です。

社会保障制度の申請から認定・決定までの流れについてです。

社会保障、社会保険制度では、各制度は申請に基づき認定・決定され、行政サービスを受けることとなります。認定・決定までには、法律に基づいた審査が行われることとなりますが、この申請から認定・決定されるまでの期間を、制度利用希望者は審査結果が出るまで待つこととなります。

例えば、介護保険では、暫定ケアプランに基づくサービス利用もできますが、サービス利用が必要な状態になってからの申請でも、認定まで1カ月かかります。また、生活保護の申請では、生活に困窮している人がいる場合、本人からの申請がなくても福祉事務所が職権で生活保護を適用する制度（職権保護）がありますが、申請時点で相当な困窮状態にある場合でも、1カ月近く判断を待つということもあります。それぞれの社会保障や社会保険制度の目的が、速やかに果たされる状況にあるのかというのが、今回の質問の趣旨になります。

そこで、2点でお聞きをいたします。

一つは、制度を利用したい、制度が必要という状況での申請を受けて、できるだけ早く認定・決定されるべきと考えますが、介護保険、生活保護、障害者総合支援法の各申請から認定までの現状はどうなっているのか、お尋ねをします。

二つ目は、介護保険の暫定サービス利用者負担助成事業の実施についてです。

要介護認定の申請中に、その申請者が亡くなった場合で、既に暫定ケアプランに基づいてサービスを利用していた場合に、本人や家族の負担を軽減して介護サービスを実情に応じて提供するために、その費用を助成する事業（暫定サービス利用者負担助成制度）を行っている自治体はあります。紀の川市でも実施してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） それでは、社会保障制度の申請から認定・決定の流れについて、御説明させていただきます。

社会保障の各制度につきましては、議員の言われるとおり、本人または親族、支援事業のケアマネ等の代行による申請、いわゆる申請主義でございます。

各制度の申請から認定・決定の流れであります。まず介護保険では、申請書類に申請事項を記入し、65歳以上の第1号被保険者は介護保険証と、40歳から64歳までの特定疾病該当者の第2号被保険者は、医療保険証とあわせ窓口に申請します。申請受理後、利用者が介護サービスをどの程度必要な方であるかどうかの認定調査を行います。認定調査は、調査員が利用者の状態を調べる「訪問調査」と利用者のかかりつけ医による「主治

医意見書」があり、この二つの認定調査をもとに、介護認定審査会において審査され、認定の結果が出されます。介護保険法では、原則として申請から30日以内に結果を通知することとなっております。

なお、重篤な方、また在宅生活が困難な方につきましては、利用者の状態を考慮した上で、速やかに調査認定を実施し、認定結果を出せるよう取り組んでいるところでございます。

次に、生活保護についてでございますが、窓口相談に来られた方に、家族構成、現在の手持ち金、収入・資産や親族の援助等聞き取り調査を行い、申請受理後は扶養の可否、資産及び預貯金等困窮の程度を調査します。その調査結果をもとに、ケース会議にて受給の可否を決定します。生活保護法では、申請から14日以内に決定し通知することになっておりますが、扶養義務者の資産状況の調査等に日時を要する等特別な理由がある場合、30日まで延期することができるとなっております。この調査は、不正受給対策に必要な調査であると考えてございます。

なお、命にかかわるような特別な事由がある場合は、議員も言われましたが、すぐに保護を開始する急迫保護も行ってございます。健全な生活保護制度を活用するためにも、調査の必要性を御理解くださいますよう、よろしくお願いいたしますと思います。

続いて、障害者総合支援についてでございますが、サービスについて、大きく分けて「障害福祉サービス」と「地域生活支援事業」があり、「障害福祉サービス」には居宅介護サービス、施設入所等の「介護給付費」と作業所通所等の流れの「訓練等給付費」があります。介護給付の決定までの流れは、介護保険制度と同じく「訪問調査」とかかりつけ医の「主治医意見書」の認定調査をもとに認定審査会において審査され、障害程度区分を決定します。

なお、サービスを申請される方は、身体障害者手帳、療育手帳等を所持していることが条件となりますので、急を要する事案は余りありませんが、月1回の審査会の開催より約30日程度かかっているのが現状でございます。

また、「訓練等給付費」及び「地域生活支援事業」については、障害程度区分の認定は必要でないため、申請書受理後、聞き取り調査を受けていただければ、その翌日から利用が可能となっております。

二つ目の質問の「暫定サービス利用者負担助成事業」であります。本来、介護認定の結果に基づき、介護の申請程度に応じケアプランを作成し、本人の同意の上、サービスを開始しますが、本人の希望また介護の必要性から、申請と同時に介護サービスを受けることも法的に許されております。

この場合、認定結果が出ていませんので、居宅介護、または介護予防支援事業所に暫定ケアプランを作成してもらい、暫定サービスを利用することとなります。ただ、認定結果が出れば、申請時にさかのぼり介護給付の対象となりますが、議員が心配されるように、訪問調査前に死亡された場合、認定審査にかけられませんので、暫定サービスの利用料は

制度上全額利用者負担となっております。利用者を保護する上で、暫定サービスの提供は、担当ケアプランが十分注意をし、十分な説明責任を果たしながら取り組まなければなりません。

市では、重篤な方に対しては、できるだけ速やかな認定審査を行っており、合併後においてはこのような事例はありませんが、今後高齢者の増加により暫定サービス利用者が増加すると思われますので、議員御提案の助成事業は利用者負担額を軽減するものとして必要と考えますが、財政負担も生じますので、今後十分検討したく思いますので、御理解、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（西川泰弘君） 再質問、ございますか。

石井君。

○14番（石井 仁君）（質問席） 再質問です。

先ほど答弁をいただいて、例えば介護保険でいえば、申請者の状況によっては急いで認定調査をすることもあるということでした。生活保護については、不正受給がないようにするという必要で必要な調査機関だということでしたけれども、まず認定・決定までの期間ですけども、やっぱり使いたいけれども待たざるを得ないという状況がどうしてもあるということは変わりはないと思ひます。なので、そこは短くできないかと。

例えば、生活保護でいえば、先ほども部長言われたけれども、第24条で、「申請を受けてから14日以内に」ということも原則としてはあるわけですので、現場ではそれぞれ審査会や市の職員さんがいろいろ工夫もされて、努力もされてやられてると思うんですけども、でも利用者からすると、もうちょっと早くならないのかなというふうに思ひますので、その点、今後どう工夫されるのかということをお聞きをしたいと思ひます。

あと、暫定サービス利用者負担助成については、十分検討していきたいということですので、検討いただきたいなというふうに思ひます。

質問は、これ2回目で終わりますので、部長の答弁をお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（自席） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

まず、介護保険、一応たとえですけど、介護保険の認定から決定までの流れの中で短縮できないかという再質問だと思うんですけども、一応基本的に事務担としても、できるだけ認定調査につきましては速やかな対応に努力しているところですが、調査項目については、2点、先ほども言いましたように訪問調査、それと主治医意見書、基本的に訪問調査につきましては市の担当が主にやっておりますので融通はきくわけなんですけども、かかりつけ医の主治医意見書につきましては、一応強制的にいつまで出せという法的な根拠は実際ございませんので、うちからいつまで期間を定めて提出していただくような要望で対応させていただいてます。その関係で、主治医意見書はかなりおくれる場合もございます。それが、まず1点、30日を短縮できない理由の一つかなというふうには思うところがございます。

もう一点は、現在5人の体制で8合議体40人の認定審査委員会を実施しているところでございますが、一回の審査会いうたら30件の審査で一応対応しなきゃならないようになってますので、これが限度かなと。それで、その審査会の提出資料につきまして、約1週間前に一応審査委員会に見ていただくような流れで、一応今審査会しておりますので、今の現状では、今5,000件ほどうちのほうで介護申請を行っている関係で、やはり30日以内が、30日というのが今の審査結果を出すまでの必要日数かなというように考えてる。ただ、サービス利用者にとっては、できるだけ早く介護のサービスを受けたいというのが本音で、申請もされている関係で、そこらを重々考えながら事務のほう、調査のほう対応させていただきたいなと、そのように思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

それともう一点、負担軽減につきましては、先ほども説明させていただきましたように、財政負担どうしても生じてきます。だから、介護給付の場合は、通常利用者1割、公費が9割となっておりますが、先ほどの説明したとおり利用者、全額利用者になりますと、10割が利用者負担となります。それをこの制度を使いますと、介護給付制度使えませんので、9割分は市の持ち出しとなりますので、そういう点で財務負担もかかってくるものと考えますので、そこらあたりを十分調査した上で、審査した上で、今後検討していきたいなと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（西川泰弘君） はい、もういいですね。

〔石井議員「はい」という〕

○議長（西川泰弘君） 以上で、石井 仁君の一般質問を終わります。

---

○議長（西川泰弘君） ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前10時42分）

---

（再開 午前10時55分）

○議長（西川泰弘君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、5番 吉田隆三郎君の一般質問を許可します。

まず、教育費の保護者負担の軽減についての質問をお願いいたします。

吉田君。

○5番（吉田隆三郎君）（質問席） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

通告いたしました1件目の教育の保護者負担の軽減について、質問をいたします。

今、子どもたちを取り巻く環境は、日本社会の構造的なさまざまな問題の中で、そんな影響を大きく受けております。1990年代半ば以降、日本の構造改革路線は、労働環境

や生活環境に貧困と格差を生み出して、雇用破壊と賃金破壊が進んでおります。そういう状況のもとで、若い人たちの収入も大きく落ち込んでおります。25歳から39歳までの方の年収、200万円以下が92%、年収300万円以下の方では6%という発表が厚労省で発表されております。

子育て世代の低所得が進行する中で、文部科学省の調査で、子どもの教育費が家計にどれだけの負担となっているのか、「子育ての辛さはその内容は何か」のアンケートでは、「子どもの教育にお金がかかる」と回答した方が50%で、1位でございます。また、「夫婦の子どもの数と理想する子どもの数を下回った理由」、それはなぜかのアンケートでは、8割以上が「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」と回答されております。少子化対策での調査で、「少子化対策で期待する政策は何か」の問いには、「子育てにおける経済的負担の軽減」と回答された方が6割と、それぞれの調査結果を発表しております。

教育は、全ての子どもたちが自立し、幸福を実現するための重要な基盤であり、将来紀の川市はもとより、日本社会の発展に必要不可欠なことは言うまでもございません。憲法第26条では、「義務教育は無償」と定められております。現在、その範囲は公立小中学校の授業料、それと教科書代が無償にとどまっております。

文部科学省の調査ですが、保護者が負担する子ども1人当たりの年間経費は、公立小学校では10万円、公立中学校では17万円であります。これに家庭での教育費を合わせますと、公立小学校では、1人当たり年間31万円、公立中学校では48万円と発表しております。子どもが公立の小・中・高と公立の学校へ行って、公立の大学に進んだ場合、最低でも1,000万円、それからこれが全て私立の場合でしたら、最低でも2,300万円というのが調査の結果を報告しております。

行政は児童家庭の状況にかかわらず、環境と義務教育は無償の原点、理念をおろそかにしないで、宝である子どもたちに教育予算をふやし、保護者負担の軽減に努めるべきだと思います。

国もそうなのですが、教育の大切さや重要さよりも、予算の範囲内で割り振り、近年の多様に変化する教育環境に応えるのではなく、保護者の負担によって何とか行っていることが目につきます。保護者にとりましては、大切な子どものためにと必死に頑張り我慢しておられます。少しでもそれに応える施策を行うだけの財政力は紀の川市にはございます。24年度決算でも、127億円の基金も積み立ててあります。これを少し運用するだけでも、大きな成果が期待できると思います。そのことが、今保護者や市民に期待する施策ではないかと思えます。

そこで、具体的な項目に入りますが、1点目は、紀の川市の就学援助支給基準、これを見直して、幅広く受けやすい支給要綱に変えることを提案いたします。

現在、市の基準といたしますのは、国が示した最低基準に準じております。私は、学校の学習指導要領で示されている指導教育内容、これに必要な教材費は公費負担は当然と考えております。それは、学校の教育活動、それは国の基準として学習指導要領に基づいてい

る以上、当然のことと考えます。あれこれの理由をつけて、保護者負担にしていることは教育上からも適切ではないと思います。就学援助支給基準を見直し、保護者負担の軽減を図ることについての答弁を求めます。

2点目、教育費の公費負担、現在、公費負担、それから保護者が負担しているその金額の区別が明確にされているかということであります。この区別がマニュアル化されているのかどうか、マニュアルとして定められているのかどうか。私費会計もいろいろあると思うんですが、学級費や給食費、PTA会費、ほかでもいろいろあると思いますが、正確に処理され、使途内容について学校評議員等の第三者の意見も反映されているのかどうか、お伺いします。これは、私費会計といえども、公費に準じて使われている以上、やはり正確にする必要があると思いますので、その点での御答弁をお願いいたします。

3点目、減額されております教育予算で、非常に現場からのいろんな意見、声を聞いております。授業内容にも影響が出ているというのは、現場教職員からも聞いてございます。消耗品や印刷製本費、また備品等購入費については、合併当初はいろいろ要望もしてきたけれども、なかなか聞き入れてくれないということから、最近ではもう要望もしないんだというような異常な声も聞いております。先生が子どもたちにプリントや冊子にして持たせたくとも、お金がないからできない。プールの塩素剤がなくなったので、プールの使用期間を短くしてはという現場の意見も出てきたとか。新しい理科実験、やってやりたくても材料を買うお金がないと、こういう生々しい声を聞いております。私は非常に残念です。現場の教職員の意見が反映しにくい環境になっているのではないかと思います。現場の意見、要望をよく聞いて、子どもたちが心から喜び・学び、適切で効果的な予算をする方向での答弁を求めたいと思います。

1回目とします。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 西田好宏君。

○教育部長（西田好宏君）（登壇） それでは、吉田議員の就学援助基準を見直してはどうかという、まずは1点の御質問ですが、就学援助費の支給につきましては、紀の川市要保護・準要保護児童生徒就学援助費支給要綱を定め、経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して就学の援助を行い、小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施をすることを目的として取り組んでいるところでございます。

援助費の支給対象者といたしましては、生活保護法に基づく保護者、市町村民税の非課税者、固定資産税、国民健康保険税・国民年金等の減免等されている者、児童扶養手当の支給対象者等が対象となっております。

援助内容といたしましては、学用品費・通学用品費、校外活動費、修学旅行費、新入学児童生徒学用品費、給食費等でございます。

現在、紀の川市が行っております就学援助支給額につきましては、国の基準となっており、近隣市町村と比べても決して低いものではなく、生活困窮家庭への経済的支援として

保護者負担の軽減に役立っていると考えております。財政厳しい折ではありますが、引き続きこの制度を維持してまいりたいと考えているところでございます。

2点目の公費と私費の区分分けという部分でございますが、公費負担と私費負担の区別につきましては、基本的には個人のものになるかどうか、その区別の基準と考えています。ですから、ふだんの学習で使用する教材であっても、ドリル教材や図工材料など個人のものとなるものについては、私費で負担していただいております。

また、私費の会計業務、つまり学級会計業務につきましては、学期ごと、もしくは長期休業前に学級ごとに会計報告を作成し、全保護者に文書で報告しておるところでございます。現在の学級会計業務につきましては、学校長が収支を点検し、適正な使用の確認、指導を行っております。今後、保護者等第三者の御意見もいただくなど、さらに適正な会計業務に努めるよう指導してまいりたいと考えておるところでございます。

3点目の毎年輕減されている予算ということではありますが、義務教育の無償化でありませんが、授業料の無償を指しているのであり、その他の学用品費にあっては有料と理解してございます。消耗品費、印刷製本費につきましては、児童・生徒1人当たりの年間額を出して、各学校の児童・生徒に差が出ないように予算を組んでおります。平成24年度と平成25年度につきましては、児童・生徒数の減少はありますが、1人当たりの年間予算額は、ほぼ同じ額となっております。また、備品等の要望につきましては、学校関係職員からの要望を取りまとめ、学校長がヒアリングを行い、それをもって優先順位を決め、できる限りの要望に応えるよう努めているところでございます。

限られた枠予算の中ではありますが、財政当局とも協議しながら、さらなる予算確保に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 再質問、ございますか。

吉田君。

○5番（吉田隆三郎君）（質問席） お約束で2回までということで、教育長、また教育部にしてあるんですが、教育長に、そしたらお伺いします。

今、部長から答弁いただきました。

1点目の就学援助支給基準、国の基準に基づいて紀の川市は行っているのですが、他の市町村とも変わりはないということですがけれども、これはその部分だけを私は見てるんじゃないんです。きのう来、またきょうも出ましたけれども、人口増加対策、それから少子化対策、特に子どもたちの現状を把握した上で、今後紀の川市がとるべき姿はやっぱりこういう教育関係者皆さん、本当に真剣に考えないと大変なことになってくる。

教育長も御存じのように、平成15年から今日10年間の間で、子どもさんの数、激減してますね。教育部でも、教育長も含めて何かと手を打つということを考えていく、そのためにはやはり紀の川市の教育行政が、子どもたちにとって非常に進んでいる、思いやりのある教育行政やってるということ、またそういう特色のある行政をやることによって、

人口減の中でも定着ということで、定住していただくということにも大きくつながるんじゃないかと思います。

ほかの質問にも関連しますので、ここで発表しますが、平成15年の子どもさんの数、小・中学校の合計が6,799人、現在、平成25年5月1日現在で5,058人で、トータルで1,741人の減という、非常に恐ろしい数字が出ております。もちろん、子どもさんですから、親御さんも減ってるわけですね、大人の数も。そういう現状に対して、もっと教育行政は教育行政として少子化対策につながる保護者の負担を軽減させていくためにもどうするかということを考えないと、やってるから、国の基準どおりやってるから、紀の川市の教育はいいんだというふうにとらまえてほしくないんですよ。

私は、打ち合わせのときに言いましたけども、基本的には義務教育は無償ということを信念貫いて、国が悪いから、県が悪いからとか、そういうことの責任転嫁するのではなく、紀の川市は生涯学習を宣言してるまちであった以上、子どもの教育にはさらにもっとすばらしい方針持って、予算を持って、子どもたちに経済的な負担をかけない、つらい思いをさせないということが大事じゃないかと思います。

進んだ自治体では、この就学支給基準で40%超える自治体幾らでもありますよ。だから、その近隣の自治体とかいっこも劣ってないという基準が、都合言うたら悪いけど、都合のええところを見てるんじゃないかと思います。もっと進んだところを見ていくということも参考になると思いますので。

それから、2点目の公費の区別がはっきりしてるか。これは、子どもたちの個人のものになるかならんかという基準で部長おっしゃったけども、確かにそうかもしれませんが、それがきちっと全市内、全校マニュアル化されてるかということをおっしゃるんです。曖昧なところありますよ。

いろんな教育者の意見でね、いろんなテストします。個別テストもいろいろするでしょう。それは、子どもの正答率を見る、子どもの学習度を見るということは、もちろんそれは学力度のテストですけれども、同時に教育者としての教え方にも目標どおり到達したかということも問われるわけですね。そしたら、これは個人のものとは言えないでしょう。それは、市の教育側としての、学校側としての要素もあるわけで、プリント一枚とってもね、そこらが個人のものというのと、そうすると今、国が決めている範囲は、先ほど言いましたように、学校で授業を受けるのはただ、学校施設を使うのはただ、遊ぶのも、トイレ行くのもただ、水を使うのもただと、だから無償やないかという論理ですわね。それが教育の姿ですかね。

国の文科省が決めてる学習指導要綱、要領、こういう教育しなさいよと国が決めてるんですよ。それについていけない児童、どうするんですかね。国が決めてる最低の基準で皆さんやりなさいよというのを示してるのはわかりますけど、それに甘んじてる紀の川市の状態は好ましくないんじゃないかと思いますので、その点を再度教育長から答えていただきたい。マニュアル化しとくということも大事じゃないかと思いますんで。

それと、私費会計といえども、先ほど言いましたように、公費にかわってやっってる会計です。だから、それは第三者、教育を表現する議員もおられると思いますので、その方たちの意見とか、PTAの関係者だけの決算会計報告じゃなしに、その用途内容について適切な使い方になっているのかどうかを明確にすることも大事じゃないかと思います。

それから、3点目の問題ですね。これ、現場の声上げさせていただきました。

教育予算は、確かに当初から今日25年の予算見ましても、確かによく頑張っておられるのはわかります。金額的に横ばいです。1人当たり、小学校の場合でしたら、平均して2万6,000～2万7,000円の需用費でありましたら、教育費の中でありますけれども。しかし、その中分析したんですよ、私が言うた消耗品とか印刷費とか備品とか言いましたね、確かに需用トータルではね、2万6,000～2万7,000円推移してよう頑張っておられると思うよ。しかし、その内訳見ますと、消耗品で、この18年から25年ですから、大体7年間ですか、8年間、これで1人当たりですよ、706円の減、それから印刷製本では435円の減と。

何がこうなってるかといいますと、燃料費ですわね、燃料費の高騰分が消耗品や印刷代というところにしわ寄せがたって、予算が減って、現場が困ってると、これで納得したんですよ。だから、1人当たりの金額についてはそうですが、1人当たりの年間の単価がどんとそういうところにしわ寄せがいつてる。だから、子どもたちの義務教育費は燃料費で消えてしまって、肝心の直接子どもに影響するような印刷製本とか消耗品には回らない。それで先生頑張っても、なかなか必要なもん、与えようと思ってもできないとか、テストしたくても、実験したくてもできないという声がよく私わかったんですけどね、その点はどういうふうにされていくのかということで、お聞きをいたします。

それで、先ほど、ほかに言いましたかね、子どもさんが減ってるって数ね。

以上で、2回目とします。教育長、御答弁願います。

○議長（西川泰弘君） 教育長 松下 裕君。

○教育長（松下 裕君）（自席） 再質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、就学援助については、議員既に御承知だと思いますが、学校教育法第19条で、「経済的理由により就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対しては、市は必要な援助を与えなければならない」とされ、今日に至っております。平成17年より、税源移譲を行った上で、国からの補助はやんでおります。準要保護の児童生徒に対する就学援助費が、一般財源化されたということでもあります。

これにより、市の単独事業となり現在に至っておりますが、経済的理由により義務教育における教育の機会を損なわないように、就学困難と認められる児童・生徒に対して、現状の就学援助支給要綱の基準に基づき、今後も必要な援助を引き続き実施できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、公費負担と私費負担の区別につきましては、先ほど部長が答弁いたしましたとおりであります。今後会計義務のより適正なあり方については、議員提言のありました保

護者、第三者の意見も十分に聞くように、それからマニュアル化についても含め、各学校に対してより適正で厳正な会計業務に資するよう、校長会、教頭会を通して、教育委員会から指導を続けてまいりたいと考えております。

最後に、教育予算の件であります。議員数字で上げておりました児童・生徒数の減少、私ども喫緊の例でいきますと、平成17年から平成25年までのこの短期間ではあります。小学校で1,039人、中学校で418人の人数が減っております。

今後におきましても、児童・生徒数の現状が予想されますが、1人当たりの児童・生徒の需用費を減少しないよう予算確保に努め、学校教育に支障を出さないために、より一層限られた予算の有効活用、事業の選択を図り、効果的・効率的な教育行政を実施してまいりたいと考えております。

さらに、紀の川市教育行政について、私ども教育委員会は、特色ある教育の推進に努めておりますが、今後ともそれを強く推進してまいりたいと思います。子どもにとっては、「通ってよかった学校」、保護者にとっては、「通わせてよかった学校」、地域にとっては、「地域にあってよかった学校」、そういう学校を目指して今後とも取り組んでまいりますので、よろしく御了解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 再々質問ですか。

○5番（吉田隆三郎君）（質問席） 残念ながら、3回目の質問に入らせていただきますけども、今就学援助制度の問題では、部長の御答弁と教育長の御答弁、同じだったんですよ。その点で、教育長に対しては期待したんですが、今の支給要綱を遵守するような発言ですけども、私は見直す必要があると思いますよ。だから、教育長が今おっしゃった教育精神については十分取り組んでおられるのも重々承知してはるんですけども、現場では絶対的なやはり子どもたちを目の当たりにしたときに、このプリント一個つくってあげたらいいのにな、この子にこんだけの物を与えたらいいのにとっても、なかなかできないとかいう現状とかね。

就学援助については、今いろんな条項で非課税の方、生活保護の方もそうですが、いろいろ減免、固定資産の減免受けられた方から国保の減免を受けられた方、部長おっしゃったとおりなんです。今の現状ではね。それを大きく見直すのがちょっと抵抗あれば、教育長、最後に書いてるでしょう、「その他教育部長が特に必要と認める者」と、それをやっぱりもう少し掘り下げて、兄弟で一番上のお兄ちゃんお姉ちゃんが、学校無事卒業して、やっと高校卒業して、就職できたと、その給料も入って非課税から外れる、そんなん多々聞いてるんですよ。たったそれだけのことで就学援助がもう蹴られてまうと。もう先生方に相談受けられても、どうしようもないと、制度が邪魔してる。だから、ケース・バイ・ケースもあると思うんですけどね。ちょっと掘り下げてね、現場の先生の一回もって十分お聞きになったらと思いますよ。その上で見直しをお願いしたいと思います。

それから、予算については、市長との関係もあって、教育長、予算を確保していきたい

と云うて、1人当たりのことを言うてますけども、1人当たりでも、必要経費的な、私らこれからもガソリンも上がって燃料費もどんどん上がってる、そのことから、需用費や管理費にも影響してると思うんでね。子どもたちにそういう影響を与えるような予算の組み方は、教育長としてどうですかね、自分の信念からして。我慢するのは大人だけにしといたらええん違いますかね、子どもたちにそういう我慢は、実態でそういう解決策は私は好ましくないと思いますので、再度申しわけないですけど、教育長の御答弁求めます。

○議長（西川泰弘君） 答弁求めます。

教育長 松下 裕君。

○教育長（松下 裕君）（自席） 教育行政として、やはり守っていかなければならないこともあれば、改革していかなければならないこともあり、いろいろな観点で総合的に今後とも検討してまいりたいと思います。

就学援助につきましては、単に教育長が判断するのではなくて、審査会を設け、その審査会で十分に中身を検討し、さらに必要とあれば学校長から意見調書もとりながら進めておるところでありますことも御了解いただきたいと思います。

なお、教育予算の使い方については、各学校特色を持って使っていただけますように、校長に権限を持って執行してもらっております。例えば、先ほどに質問ありましたように、プールで薬品なかった場合には、すぐ教育委員会へ言うてきていただいたら、そういう点については相談に乗るといふふうに予算ヒアリングでも申し上げており、学校長からのヒアリングでも申し上げているところであります。柔軟に対応するところはしておるつもりであります。御了解願いたいと思います。

以上です。

○議長（西川泰弘君） 次に、本庁方式後の窓口サービスについての質問をしていただきます。

吉田君。

○5番（吉田隆三郎君）（質問席） それでは、2件目の質問に入らせていただきます。

本庁方式後の窓口サービスについて、質問を行います。

本庁舎が完成しまして、本庁に25課が集約され、本年1月より業務が開始されております。また、4月より那賀支所・桃山支所・貴志川の支所は、場所を変えて業務が行われております。

市民が、本庁や支所を利用する状況も大きく変わってまいりました。市民の方が市の窓口に来られたときに、親切丁寧で不満なく対応・応対していただけるものと思って来てるわけでありまして。市民が市の行政を一番に感じる場所である窓口の利用状況、これを把握してるのかどうかということの質問でございます。

各支所から利用状況の報告を毎日本庁のほうに提出されていますが、集約されていないと聞いております。本庁や支所現場の状況をデータをもって把握し、改善策あればそれを講じるのが、それに基づいて改善策を講じるのが当然のことです。

人数や利用内容、届け出や相談、申請など、電話の数もそうですが、簡潔な方法で収集と集約をして、正しい分析を持った対策を行う、そのシステムになってるのかどうか、お答えいただきたいと思います。

次に、利用者が非常に多い貴志川支所の問題であります。

支所、もともとの旧貴志川支所から隣の社会福祉協議会のほうに、保健センターのほうに変わったわけですが、移動する計画段階でも、既に私も含めて関係者は予想したとおり、狭い場所での混雑が目に見え余るものがあります。順番待ちや時間がかかることから、市民の不満やトラブルもあり、個人のプライバシーも配慮することができない状況でもあります。職員はいろいろと工夫しておられ、努力されておりますが、狭いことが原因で、応援する人があったとしても、余計混雑する状況にあります。

移動計画段階で、現場や関係部課の職員の意見が反映されない、連携した対策が講じられていないのは、どうしてそうなるのかということでもあります。結局は、市民に不便をかける、サービスの低下となっているわけでございます。早急に対策を講じることについて、お答え願います。

次に、来庁者の利用アンケートをとったらどうかということをご提案したいと思います。

もちろん、本庁全課、支所でアンケートをとって、市民サービスの向上を目的に行うわけですが、市民の方にも行政が市民に対し、前向きで積極的に取り組んでいる姿勢を感じていただくことも必要であり、アンケートを実施してはどうかと思います。また、その中には、元支所の跡地利用についての市民の意見を求めてもいいんじゃないかと思います。アンケート結果は、今後の紀の川の運営に非常に貴重な資料になるものと考えますので、お答えをいただきたいと思います。

以上で、1回目です。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

地域振興部長 吉田 靖君。

○地域振興部長（吉田 靖君）（登壇） それでは、地域振興部から、吉田議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、支所の利用状況でございますが、本年1月から新庁舎が稼働しまして、本庁に機能が集中したところでございます。「新庁舎が完成しても支所のサービスを低下させない」という方針に沿いまして、可能な限り来庁者の皆さんが支所、出張所で要件が済ませられるよう、ただいま努めているところでございます。

従前から、支所の業務遂行状況につきましては、年度末に地域振興係、市民生活係、保健福祉係の各係におきまして、対応件数、またその処理件数を集計いたしまして、利用動向を把握しております。

さて、支所の利用状況でございますが、平成24年1月から6月までの旧分庁方式の時代、それから本年1月から6月までの新庁舎本格稼働後の期間を比較いたしますと、各支所とも転出いたしました部局については、その窓口業務は当然のごとく皆増となっております。

ます。しかしながら、市民生活係、保健福祉係の窓口業務につきましては、約30%の減少となっております。しかしながら、地元に着した地域振興係、こちらのほうの窓口業務につきましては、約15%程度増加しているという状況でございます。

基本的に、新庁舎本格稼働後につきましては、1カ所で全ての要件が満たすことができるという本庁の合理性から、市民の利用動向は本庁に移りつつあると推測しているところでございます。ただ、支所の立地条件によるものか、本庁から時間的距離が遠い那賀支所、貴志川支所につきましては、比較的利用度の高い住民票や印鑑証明、納税証明等の証明書関係の交付等につきましては、当初一時的に減少しておりましたが、3カ月を過ぎるころから従前の水準に戻りつつあるところでございます。

最後に、議員御提言であります月次データの件なんですが、これにつきましては、支所の行政サービスの向上に資する上で重要なデータであると、私も認識しております。引き続き、収集して動向の分析に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解よろしくお願い申し上げます。

続きまして、利用の多い貴志川支所の改善策でございますが、貴志川支所は本庁まで時間的距離が約30分という立地条件でございます。支所の利用頻度は、他の支所に比べて極めて高い。さらに、管内の人口が2万1,000人を超えまして、市の人口の約3分の1を管轄する支所の規模としては、議員御指摘のとおり、多少手狭であるということは否めない事実でございます。

待合室、受付カウンター周辺では、これは曜日や時期により差がございます。ですけども、混雑しているケースも多々ございますので、特にその内容として対応順序が入れかわるとか、プライバシーの確保がなされていない、支所の位置もわかりづらいという案内不備等の苦情もいただいておまして、それらの解消につきましては迅速に対応してまいりたいと考えておまして、支所と連携しながら随時進めているところでございます。

現支所での業務を運営することを前提に、その改善策といたしましては、所長以下全職員が来庁者に対しまして、繊細な目配りや心配りに当然努めることはもとよりですけども、戸惑いやいら立ちを見せる方々には臨機応変に声をかけて、遅滞なくそのニーズを把握して、不安や不満の解消を図り、市民の立場に立ったサービスを展開するよう指示いたしておりますので、御理解よろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） 吉田議員の御質問に対して、総務部で所管する部分についてお答えをさせていただきます

まず、本庁や支所の利用者の状況を把握しているかという御質問ですが、現在のところ、各支所の所管業務対応件数、また本庁では市民課など、一部の窓口サービスを中心とした部署のみ集約している現状ですので、全体での集計は行っておりません。

総務部も含め、まず各部署において、所管事務に係る対応件数や内容の掌握に努めることは、市民サービスの向上につながるデータと考えておりますので、この件については改

めて各部署にお願いをしたいと思います。

なお、本年1月以降、新庁舎への来庁者、市民課への来庁者、支所への来庁者、電話対応件数ですが、新庁舎業務時間中の来庁者は、2月に三日間調査した時点では、1日平均583名、この8月に六日間調査した時点では、1日に684名ということで、約100名近く伸びております。それから、市民課への来庁者のうち、分庁方式であった平成24年4月から12月の「戸籍・住民票・印鑑証明」に係る窓口対応件数の月平均が1,200件、新庁舎となった平成25年1月から7月の月平均は2,033件、これも伸びております。

次に、支所への来庁者では、全ての支所・出張所5カ所の1カ月間の来庁者平均は、平成23年度と平成24年度と比較した場合、1日平均で約70名減少しております。

電話対応件数については、平成24年12月までのデータはございませんが、平成25年1月の1日平均429件から、7月では1日平均466件、これもふえております。

続きまして、利用者の多い貴志川支所、狭いということの改善策でございますが、支所の改修においては、設計段階で協議、調整を図っておりますが、現在使用している保健福祉センターの機能を活用しながら、市民の皆様にご不便、御迷惑をおかけしないよう、改めて関係部署と協議を行いまして、まずは今の場所で現場での配慮と工夫を心がけてまいりたいと思います。

本年3月定例会の一般質問においてお答えしましたように、旧貴志川分庁舎においては、平成26年10月から「国営総合農地防災事業」の事務所として2階部分を借りたいと、農林水産省の近畿農政局からの要望を受け、貸し付けを行う予定となっております。現在耐震診断を進めておりますので、そういったところで貴志川支所の件についても検討していきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

それから、アンケート調査の実施でございますけれども、市民の皆様の声を市政に生かすということで、その目的と活用方法については十分に明確して、実施方法、それから設問内容について、関係部署とも十分協議の上、本市と同様、合併後新庁舎を建設した先進地事例なども研究してまいりたいと思います。議員おっしゃる支所の跡地をどうするかというアンケートを実施している市町村もございますので、そういったところも参考にしていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 再質問、ございますか。

吉田君。

○5番（吉田隆三郎君）（質問席） それでは、再質問に入らせていただきます。

今、御答弁いただきまして、非常に積極的な答弁もありましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

各部署の業務状況を管理する、それを科学的に分析するという事は大事だと思いますので、今後もとその方向でお願いしたいと思います。

市長にお伺いします。

今、部長が御答弁いただきました貴志川支所の問題、来年10月にはそういう方向で耐震化も完成して使える状態になるということであれば、もう当然もとの旧支所へ戻すということにして、職員が市民に十分応えられる体制というのは確保しないと、余りにもちょっと混雑して、結局は市民のほうにしわ寄せがいつてる現状ですので、その点での御答弁をよろしくお願いします。

その間の混雑も、今部長おっしゃったようにあるんですけどね。せめてあと1年ちょっとありますけども、将来はもとへ戻すということが、市長の御答弁の中でいただけたらと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（西川泰弘君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 吉田議員の貴志川支所の有効利用の問題で、保健福祉センターの1階を利用してる支所をもとの役場に戻してはというお話でございます。

もともと貴志川の役場につきましては、壊すのはもったいないということの中で、一番しっかり5町の中ではしておった役場でありまして、耐震に多少お金をかけることによって有効利用ができるんじゃないかということでもあります。

そんな中、先ほどお話のあった近畿農政局から、450億円ぐらいの事業として、15年、もしくは20年近くかかるこの事業をあの2階で、最高で50人ぐらい、当初はそういけないと思いますが、実際に事業をやっていく中では4～50人の農水省の職員が来られるということでありまして、地域の活性化にもつながり、市としてもありがたいなど。

今のところ、私もその事業の和歌山市、岩出市、紀の川市ということの中で会長を仰せつかっておりまして、どっかいい場所がないかということで、貴志川支所を御利用いただけるようお願いしたところ、あそこを使わせてもらうということになっております。

そうしますと、1階をどうするのかということでもあります。その有効利用等について、あの1階だけ全部を支所にということには、ちょっと広過ぎるとかもったいないとかいろいろあると思うんです。そんな中で、当然、吉田議員の言われる今の保健センター1階では手狭ではないかということも承知をいたしてありまして、両方いろいろと、また相談をさせていただきながら、支所機能の利用、市民の皆さん方に、プライバシーはじめ多くの方が来られる状況の中で迷惑のかからないように、いろいろと相談をさせていただきながら考えていきたいと。今、貴志川支所の1階を支所に戻すということだけは御勘弁をいただいて、これもあわせて考えるということの中で御理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（西川泰弘君） それで、よろしゅうございますか。

じゃ、次に、子ども医療費の拡大についての質問をしていただきたいと思います。

吉田君。

○5番（吉田隆三郎君）（質問席） それでは、3件目の質問に入らせていただきます。

子ども医療費の拡大について、質問を行います。

本市の子ども医療費の無料化は、小学校卒業まで実施しておりますが、私は中学校卒業まで拡大するように提案したいと思います。

1件目の教育関係でも述べましたように、子育てに大変お金がかかると、このことが保護者の経済的な負担や精神的な負担となっております。このことありまして、少子化減少にもつながっているわけであります。子どもの命と健康を守り、子育て世代の応援、定住促進の観点から、中学校卒業までを拡大するという方向での見解についての御答弁をお願いいたします。

中学校卒業まで拡大した場合に、その予算はどのぐらいの予算になるのかについても御答弁願います。これは、再々ほかの議員からも出ておるし、それから市民から、また保護者からも要望も大変多い問題でございますので、その人たちにも応えられる答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 答弁を求めます。

市民部長 北林佳高君。

○市民部長（北林佳高君）（登壇） それでは、吉田議員の子ども医療費の拡大についてということで、子ども医療に係る自己負担無料制度、小学校の年度末までから中学校の卒業まで拡大してはどうかという御質問です。

これにつきましては、昨年の第4回の定例会で、石井議員さんから同様の御質問等をいただいております。その中で、県内の状況、また全国の状況等々お話ししたところでございますが、改めて現在の状況等をお話しさせていただきたいと思っております。

中学校卒業まで、15歳の年度末まででございますが、無料化の実施状況につきましては、平成25年4月1日現在におきまして、県内では紀美野町ほか14町1村が、また印南町が18歳まで実施しており、前年から7町が拡大しているという状況でございます。

また、平成24年4月1日現在の全国の中学校卒業までの無料化の実施状況につきましては、通院で752、入院で1,004の市区町村が実施しており、通院87、入院103の市区町村が前年より拡大している状況でございます。

そうしたことで、和歌山県の補助の状況でございますが、小学校就学前までという条件がある中で、それぞれ市町村の単独事業として実施している現状であり、県内、また全国的に見ましても対象年齢等にばらつきがある状況でもございます。そしてまた、都道府県の対象年齢等も、小学就学前までが大半という現状でもございます。

そこで、当市の医療費扶助の状況でございますが、平成24年度決算におきまして、就学前時8,626万2,000円、小学生8,731万円、合計1億7,357万2,000円で、1人当たり年2万7,954円、平成23年度におきましては、1人当たり2万7,926円という実績となっております。

そうした中で、「中学校卒業まで拡大すると予算的に幾ら必要になるのか」ということでございますが、ただいま申し上げました24年度、23年度の決算数字等をもとに試算いたしますと、約5,000万円程度の費用が1年間で市単独費として必要になってくる

と見込んでございます。

また、独自施策の対応等につきましても、3割を2割にするとかという点につきましても、相当な事務負担もかかってくるものと考えてございます。

そうした中で、助成制度を拡大すれば、国保の国庫補助金がカットされるという現実もある中で、先ほども申しましたとおり、県内の実施状況、また都道府県の助成制度におきましても、格差がある状況でございます。県内だけでなく、全国一律な公平な施策となるよう毎年国・県に対し強く要望しているところでもございまして、今後も引き続き少子化、人口増加対策として、国レベルでの子育て支援としての恒久的な施策となるように要望を行ってまいりたいと考えてございますので、御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 再質問、はい、どうぞ。

○5番（吉田隆三郎君）（質問席） 再質問、市長お伺いいたします。

今、部長からも御答弁いただきましたが、この問題については前回、石井議員からも質問ございまして、そのときに市長の御答弁は、「公平性から国の施策として行うよう今後運動展開していく必要があること、これを前々から思ってる」とおっしゃっております。そのことから、「全国市長会等を交えた中で、その運動を進めていきたい」との答弁がなされております。全くそのとおりだと思います。

しかし、先ほども教育関係で述べましたから、少子化がこの本市において激減してる中で、若者というか子育てに非常にお金がかかる市民の方々もたくさんおられる中で、特色のある定住促進とか、子どもの少子化問題を少しでも効果的なものに進める紀の川の事業というのは必要やないかと、私は思うんです。だから、そういう観点で、子どもの医療費無料化については、若者定住の大きな施策になろうかと思っております。

今、部長も試算されて、約5,000万円ぐらいと言われております。小学生と違いまして、中学生になりますとかなりのお医者さんにかかるというか、かなり小学校とはまた違う費用がかからないと私は見てます。実際やってみた場合にはどうことで、それはふえることないと思っておりますので。

子どもさんの数が、今中学校の方が、教育関係でもらった資料では1,790人とあるんですね。市民部長が1,970人と、ちょっと数字的には、もし1,790人でもし試算されましたら、これ4,400万円ぐらいなるとかね、そのぐらいの予算でできますので、十分に検討していただいて、市長は非常に毎年効果的な若者定住促進の事業をされておりますので、その点での御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 市長の答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 吉田議員にお褒めをいただいて、ありがとうございます。

前々から、小学校までの医療費無料化を県下で先駆けてやらせていただきました。もう次は、中学校と言うてくるのはもう目に見えておったわけでありまして。

吉田議員、今回質問されておりますが、前々からその中学校までという話も一般質問でもあり、また市民の声として保護者会あたりからその声も聞かされております。

しかし、義務教育である以上、国がもっと子どもに力を入れる、義務教育でない高校授業無料化をしながら、義務教育を私は放りっ放しにしてるのではないかなという感じで、もっと市長会を通じて国に要望をしていきたいと、そう思っております。年内、25年度中に、いろいろな中学校卒業までの無料化について、市長会を通じ一生懸命頑張っていきたいと思っておりますし、もしその方向が出てこないとすれば、前々から皆さん方、きょうはまた吉田議員が御質問の中学校までの無料化については十分検討し、その進めをできるようにしたいと思っておりますが、約束はまだちょっと待ってほしいと思っております。

というのは、国がいろいろと義務教育等々の中で、他の和歌山県の市長会、また全国市長会等々のいろいろな関連もございますので、今単独で紀の川市だけが26年度からということだけは御理解をいただく中で、前向きに進めをさせていただくということで御理解をいただきたいなど、そのように思います。

○議長（西川泰弘君） よろしゅうございますか。

それでは、最後に、住宅リフォーム助成についての質問をお願いいたします。

吉田君。

○5番（吉田隆三郎君）（質問席） それでは、長くなってあれですが、4件目の質問に入らせていただきます。

住宅のリフォームの助成についてでございます。

私は、以前にも住宅の新築やリフォームについての助成をと、一般質問や各委員会でいろいろ、再々意見も述べてまいりました。新築の住宅の建築や購入につきましては、平成23年度より若者定住促進奨励事業として実施されておりました、市民の期待に応える事業として、大きな成果が生まれております。

今回のリフォーム助成の目的は、以前にも述べましたように、耐震化促進、それから定住促進、高齢者の住環境の促進、公共下水道との接続促進、店舗改装等新たに起業をされる方や中小零細企業者への応援と、幅広く事業を展開して、地域経済の活性化を促すものでございます。

今回の全国の実施自治体の例を以前も報告しましたがけれども、助成金の15倍から25倍の経済波及効果が生まれている、このことが報告されておりました、建築関係以外でも、家具やインテリア、それから水道や電気工事、家電等の売り上げがどんどん伸びてるといふ報告もされております。

新築住宅では、近年大手の住宅メーカーさんによりまして建築がふえておりますから、地元の市内の建築関係業者の仕事が激減しているのは実情でございます。市内の業者が受注して工事を行うことを条件にして、費用の10%、上限20万円を提案したいと思っております。この件についてのリフォーム助成についての御答弁をお願いします。

○議長（西川泰弘君） 答弁を求めます。

建設部長 尾崎好民君。

○建設部長（尾崎好民君）（登壇） 吉田議員の質問について、お答えさせていただきます。

住宅リフォーム助成制度の創設について、お答えさせていただきます。

住宅リフォームに対しての助成制度創設については、議員より以前にも御質問をいただき、認識しております。また、検討も重ねてまいりましたが、以前の答弁にも申し上げましたとおり、地域経済の活性化に波及効果につきましては期待できますが、和歌山県紀の川市におきましては、東南海・南海地震が今後30年以内に発生する確率が60%と高くなっている中、市としましても耐震補強改修補助事業の推進を進めているところでございます。この事業とあわせて、既存住宅のリフォームが行われておるのが通常でございます。

現行制度による、例えば介護保険制度による住宅改修事業、合併処理浄化槽設置補助事業、下水道宅内排水設備工事助成金など、住宅のリフォームに活用していただける補助制度もありますので、各住宅の状況に合った改修に当たって、各補助制度をより有効活用していただきたいと考えてございます。

その上、議員提案の目的を設置しない住宅リフォーム助成金制度の創設につきましては、御質問の趣旨、地域経済の波及効果を考えても、公共性・公平性の面、また個人資産価値を高めることに税金の直接投入することについては慎重であるべきと考え、現時点での制度化は難しいと考えてございますので、御理賜りたく、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 再質問、吉田君。

○5番（吉田隆三郎君）（質問席） 再質問で、部長に御答弁いただいてもいいんですが、市長にもお伺いします。

部長の御答弁は、歴代の部長、建設部長の答弁と何ら変わらない答弁が返ってきまして、非常に残念なんですけれども。私はその間、今まででも言いましたけど、部長おっしゃったように、公平性がどうかと言いますけどね、やっぱり経済的な刺激を与える必要があるということで、国もエコ対策の関係で、省エネ対策で、ポイント制でいろんな施策を講じてまいりました。住宅もそうですし、家電もそうですし、車もそうですよね。個人の資産で、皆その個人の物ですよ。そういう公平性に欠けるとおっしゃるけども、私は公平性の面で見ると、全ての事業についてやはり目的がありますから、対象者はある程度限られてくるのは事実ですけどね。むしろ波及効果のほうが多いですよと、そのことをもうちょっと研究されて答弁していただければよかったですけども、残念ながら当初皆さん御存じの平成18年度の阪中部長から、あと阪口部長もおられて、尾崎部長も全て基本的には同じスタンスの考えで変わらないのは非常に残念ですけどね。その点、もう少し研究されて、目的を持たないと言いますけども、今全国でも実施自治体非常に多く出ておりますので、もっともっと研究されたらどうですかね。

その点で、市長の御答弁をお願いしたいわけなんですけども。私は、非常に経済的な市内の

経済活性化には大きくつながる施策やと思いますので、その点、市長の御答弁をお願いいたします。求めます。

ごめんなさい。ちょっと質問漏れましたけども、耐震化事業と言いましたね。耐震化の事業は、確かに言葉の上では事業成り立ってますけど、年間紀の川市の24年の決算では、2件しか改修してないですよ、部長。だから、昭和56年5月以前の建物ですから、もう32～3年たつでしょう。もう場合によったら建てかえですよ。だから、そういう事業は残ってる、そういうことをやってるよということの言葉だけで、実態としてはこの事業はそんなに大きな効果発揮してないですよ。そのことも含めて、市長、ほんまによく考えていただきたいので、御答弁願います。

○議長（西川泰弘君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 吉田議員の住宅リフォームについての御質問、過去3～4回、このことについての御質問あったかと、そう思います。阪中、阪口、尾崎建設部長の答弁は変わらないという話であります。

合併後、公共施設の耐震補強、特に小・中学校等々安全・安心な紀の川市づくりということの中で進めをしてまいりました。平成27年で、小・中学校の耐震補強が終わるということの中で、それでは28年度からどうすんのよということになると思うんです。しかし、ここでもう減額される、また先ほどちらっと吉田議員が、積み立てが100億円を超えてるといふような話でありましたが、これは28年度以降、質問にはないですが、28年度以降の紀の川市づくりのために、始末できることはしていく中での調整基金を積んでおるわけでありまして、今あるから多少使っても大丈夫だろうという見方もあると思うんですが、健全財政を守っていくために積み立てておるということの中で御理解をいただくとともに、リフォーム等々への助成、自分の家は自分で守っていこうということから、もし東南海・南海地震が来ても、紀の川市は津波が来ることは恐らくないと思いますが、その耐震の審査等々においても、もし審査して建てかえようとか補強に何百万円もかかるぞとか言われたら大変だということの中で、その審査もなかなか有効に活用してもらえないという事情があると思いますが、命の大切さ等々、これから起こる災害に対応できる家屋、地域をつくっていくという観点から、市民にPRをしていくとともに、今後のこの家庭の住宅のリフォーム等々については、今後の課題になってくるんじゃないかなと、そう思っておりますので、今明確にそれをさせていただきますということにはならないと思いますが、公共物の耐震補強が終わった状況の中で、今度は一般家庭のことも考えていくということで御理解をいただきたいなど、そのように思います。

○議長（西川泰弘君） いいですか。

〔吉田議員「はい」という〕

○議長（西川泰弘君） 以上で、吉田隆三郎君の一般質問を終わります。

最後に、私個人の考えですが、今後、吉田議員の質問が聞けないのを残念に思います。

○議長（西川泰弘君） ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午後 0時 6分）

（再開 午後 1時 8分）

○議長（西川泰弘君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、13番 田代範義君の一般質問を許可します。

まず、災害時要援護者の避難対策についての質問をお願いいたします。

○13番（田代範義君）（質問席） それでは、私も一般質問させていただきます。

まず、災害時要援護者の避難対策についてということで、お伺いをいたします。

9月1日が防災の日ということで、全国的にも防災訓練等々行われ、また紀の川市におきましても先月の25日、総合の訓練が行われまして、新たに避難訓練の意識が高まったものと思っております。

そうした中で、私も今回、前回は、去年もこの議会で取り上げをさせていただきました、この災害時要援護者の避難対策ということでお聞きします。

南海トラフ地震が起きた場合、今一番よく言われております。このときに、和歌山県、また全国的にも多くの犠牲者が出ると言われておりますが、本市においては、一番心配されております津波というものは、本市には心配ありません。しかしながら、川の決壊、また崖崩れ、山崩れ等が非常に心配され、また道路の決壊等も心配されます。そして、災害が起こったときに、多くの犠牲を払うのは高齢者の方や体の不自由な方々であります。まずは、そういった方の名簿づくりが最優先すべきところですが、前回聞きましたところ、名簿づくりがなかなか進まないという答弁がありました。

そうしたことから、さきの通常国会で、災害時要援護者の名簿作成を市町村に義務づける「改正災害対策基本法」が成立をいたしました。これは、今までは努力義務だったのが、自治体で名簿づくりなさいよというふうになりました。しかし、当然個人情報を守らなくてはなりませんし、地域で支援する方も、知り得た情報の秘密保持の義務はあります。こういったことについて、自治体の対応にかかってくると思いますが、こういったことでの市の対応について、お聞きをいたします。

また、避難所における生活環境の整備を明記している点であります。安全性を満した施設を確保し、食料や医薬品などを用意し、医療サービスの提供にも努めるとなっていますが、現在の備蓄状況の中ではいかがでしょうか。また、前回にも聞いたんですけれども、いま一度聞かせていただきます。

当然、その備蓄倉庫におきましては、食料、生活用品の備蓄、またこれは絶対に避難場所に置くべきだと思いますが、その後どのような取り組みをされているのかをお聞きいたします。そして、避難所には大体何日分ぐらいの食料を確保しているのか、お伺いをいたします。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） それでは、保健福祉部より、災害時要援護者の避難所に必要であります要援護者名簿の取り組みについて、答弁させていただきます。

個人情報保護の観点から、避難支援に必要な名簿情報の外部提供が進まず、災害時において効果的な支援ができない状況を踏まえ、議員がおっしゃられたとおり、災害対策基本法等の一部を改正する法律が、この6月21日公布・施行され、要援護者名簿に関しましては、市町村長による高齢者、障害者等の災害時の避難に特に配慮を要する者についての名簿の作成と関係者への情報提供について可能とされたところでございます。

本市では、甚大な被害がありました平成23年台風12号の後、地理情報システムを利用した要援護者台帳整備事業で、洪水や土砂災害、ハザードマップを重ね合わせた要援護者名簿作成し、各関係者に情報提供するとともに、災害発生率が高く危険箇所と指定されている地区の方々を優先的に、避難経路、避難協力者、支援事業者等の情報を取り込んだ個別避難計画の作成に取り組んでいるところでございます。

また、平成24年度に独居高齢者、高齢者世帯の実態把握と見守り体制の構築を目的とした地域支え合い連携体制構築事業を活用し、高齢者の安全や生命を守る「救急情報キット」を民生委員さんの御協力のもと、約4,500世帯に配布いたしました。この「救急情報キット」は、高齢者、障害者などの安全・安心を保持するもので、名簿のほか、かかりつけ医、薬剤、持病などの医療情報や診察券、健康保険証の写し、緊急連絡先などの情報を専用の容器に入れ、自宅に保管しておくことで、万一の災害時に備えるものであり、今後も新規に支給される方の調査・配布を実施してまいり所存でございます。「救急情報キット」の利用者名簿につきましては、民生委員、那賀消防組合等関係機関に情報提供し、地域と行政の連携強化を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） それでは、田代議員の御質問にお答えさせていただきます。

災害対策のための施設整備の取り組みにつきましては、新しく建設する施設や改修を予定している施設について、所管する部課と協議し整備を進めているところです。

具体的には、新たに建設される市民体育館には、災害用の設備として、飲料・手洗い用の水三日分の貯水槽、自家発電設備、マンホールトイレ、防火水槽、物品の備蓄スペースの確保などの整備が計画されています。

また、河南の学校給食センターには、75立米の貯水槽と自家発電設備の設備が計画されています。また、本年度は、豪雨時の一時避難所としてしばしば利用される調月小学校において、体育館のバリアフリー化や身体障害者用トイレ整備を行うなど、防災関係施設の整備を担当部課の理解のもと進めております。ことし竣工した粉河中学校においても、

備蓄物品の保管スペースも確保していただいておりますので、今後、備蓄物資の購入計画にあわせて、備蓄倉庫の設置も検討してまいりたいと思います。

続きまして、避難所用の災害用物品について、施設内に備蓄か、またはスペースがないときは近隣の他の公共施設に備蓄をしております。

学校施設24施設のうち、施設内に備蓄倉庫を設置している箇所が7カ所、隣接の施設に備蓄している箇所は9カ所あり、残りの8施設が近隣の公共施設から物品を搬入することになっており、必要に応じ、効率的に避難所に搬送できるようなフローを定めております。

なお、食料は、各支所や奥安楽川や靱淵地区など利便性の悪い地区の備蓄倉庫13カ所に分散して、保管をしているところです。利便性の悪い地区には、取り急ぎ必要となる毛布や食料などを備蓄しておりますが、それ以外の避難所においては、食料などは集約して備蓄しておくほうが、必要な箇所に必要な数を効率的に配布できるものと考えております。

また、備蓄食料につきましては、平成23年度から東南海・南海地震によるピーク時避難者の3食分を購入し、その後毎年約3,000食を追加購入しております。

また、学校施設は、避難所として欠かすことのできない施設でありますので、校舎の建てかえや大規模な改修を行うときは、備蓄スペースの確保や高齢者や障害者の方が快適に利用できるような施設に整備されるよう、引き続き教育部と十分協議してまいります。

また、既存の学校施設への備蓄場所の設置については、体育館だけでなく、空き教室や他の空きスペースの有効利用が図れるよう、引き続き協議を行いたいと考えております。

避難所での生活環境については、法の改正を受け、内閣府から、「避難所での良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針」が、本年8月に示されたところであり、学校をはじめとする避難所について、地域の実情を踏まえつつ、災害時に良好な生活環境が確保されるよう取り組んでいきたいと考えております。

○議長（西川泰弘君） 再質問、ありませんか。

田代君。

○13番（田代範義君）（質問席） 再質問、させていただきます。

今、福祉部長と総務部長のほうから答弁をいただきました。

名簿づくりのほうにおきましては、独自にまた取り組んでいただいている、かなり進んでいると思うんですけども、大変な中ですけども、より完全にできるように、より強力で推進をしていただいたらなと思っております。

その中でも、一つだけ聞きたいのは、ただ単に名簿をつくる、そしてそれを、先ほども部長話ありましたけども、民生委員さん、また消防のほうへそれを渡しているということですけども、やはりそうした中で、常日ごろからそういった連携をとりながら、恐らく地域の方にもお願いするようになると思うんですけども、そういった方々との協力体制、また日ごろの訓練というのが必要ではないかなと思うんですけども、そういったものもう一歩踏み込んで取り組んでいただけたらなと思うんですけども、もしよかったらお答えくださ

い。

それで、備蓄のほうなんですけども、前回聞かせてもうたのと変わらないような答弁だったんですけども、私も前回も話を聞きました。避難場所、一応、私公共施設としても小・中学校の体育館が今避難場所で、まず一番大きく人数も入る場所かなということでもって聞かせてもらいますけども、そうしたところへやはり備蓄をすべきではないかというのは私持論でございまして、今部長が答弁ありましたけども、ある程度距離を置いた一つの拠点へ備蓄をして、そこから随時配るというふうな答弁でしたけれども、やはりそれも必要なんですよ、今言うたように臨機応変にその人数人数に合わせていけるといえるのはわかるんですけども、それ以前の問題として、その場所に幾ばくかの備蓄というのは必ず必要ではないかなと考えるので、必要最低限はその場所に備蓄をすべきではないかと思うんで、いま一度、再度お聞きをしたいと思います。

また、学校関係なんで、教育長にも一つお伺いいたします。

先ほど、総務部長も話がありましたように、今少子高齢化の中で、空き教室等々もふえてきていると思うんです。先ほどもありましたけども、そうしたところへの取り組みというのは、教育部としてはどのように考えておられるのか、ひとつ一遍考えを聞かせていただきたいんです。

そして、粉河中学校におきましては、先ほど備蓄倉庫を建てられる用地は確保していただいているという話がありました。そうした中で、どちらが建てるかというのはそちらの話し合いでしょうけども、文部科学省のほうでもそういった防災に対しての補助金、助成金というんですかね、そういう制度もあると思いますので、そういったものを取り組んで、そこまで場所まで確保する中で備蓄倉庫なりを建てていくという考えは、教育部としてはどのように考えておられるのか。そこら辺もあわせて、2回目として聞きたいと思います。

○議長（西川泰弘君） 保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（自席） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

有事への対応につきましては、平常時での備えが不可欠であることは当然のことだと考えております。その上で、名簿作成等をやった上で、何も役に立たなければ宝の持ちぐされとなるのも重々自覚しておりますので、その名簿をいかに使っていか、有事のときにどのように対応していくかというのは、日ごろの訓練等の結果かと、そのように考えておりますので、今後特に、緊急通報装置なども含めまして、緊急時のときの対応等の訓練も実際実施しているのも現状でございまして。そういう訓練も踏まえまして、名簿を有効に使えるような体制づくりを整えていきたいなど、そのように考えていますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（西川泰弘君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（自席） 再質問にお答えさせていただきます。

災害対策法が改正されまして、新たな被害想定に基づいた備蓄物資の確保は必要であり、現在進めている食料品、生活必需品、救助資器材、さまざまな震災用備蓄品の充実につい

ては、備蓄コンテナ・倉庫の増設等セットで検討していく必要があると考えております。特に、議員おっしゃるように、避難所となる小・中学校への備蓄倉庫等の設置については、今後の課題と認識しております。

議員おっしゃるように、文部科学省の公立学校施設整備補助金では、防災井戸、かまどベンチ、防災倉庫などが補助対象となりますので、今後教育部と十分協議を行っていきたいと考えております。

○議長（西川泰弘君） 教育部長 西田好宏君。

○教育部長（西田好宏君）（自席） 田代議員の小・中学校の体育館は避難場所であると考えているという御質問いただいたんですけども、現在、教育部で取り組んでおります学校の校舎の耐震化率につきましては、24年度末で小学校では82.6、中学校では70.8%と、全体で79.6%の進捗率となっております。平成27年までに100%になるように現在取り組んでいるところですが、避難場所としての小・中学校の体育館につきましては、今後非構造部材の調査に取り組んでいきたいと思っております。

非構造部材というのは、体育館にありますつり天井とか、またバスケットゴールとか、天井からつるしている照明器具等の耐震化を指しているわけなんですけども、これについて平成26年度に調査していきたいと、現在計画を立てているところです。調査の後、その後、非構造部材の撤去工事等考えていきたいと思っております。

あと、空き教室の活用をどう考えているかという部分ですが、御存じのように、児童生徒数の子どもが減少して教室もあいていることは事実なんですけども、習得度別のクラス分けをしたりとか、あいた教室はずっとあき放しというんじゃないしに、現在有効に学校施設を利用もしておるんですけども、御指摘の空き教室で備蓄倉庫的に置けないかという部分につきましては、文部科学省でいう学校施設ですんで、目的外使用にならない、法に抵触しないように関係部署と調整して取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

粉河中学校、新粉河中学校の空き地の部分につきましても、用地を確保してございますので、担当の総務部と調整しながら取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（西川泰弘君） 再々質問、田代君。

○13番（田代範義君）（質問席） ありがとうございます。

あっち言い、こっち言いの答弁でしたけども、どっちがやってくれるのかなと、どちらでもいいんですけどね、私は。やってくれれば。

ただ、やっぱりこっちのことですけども、用地まで確保してくれている中で、また本当にこの30年の間に確率の高く地震が起きるだろうと言われてる中で、やはり用地まで確保しながら上は建てないというのは、それをなすり合いするようなことではだめだと思うんですよ。

先ほど、総務部長もありましたように、文科省のほうでもそういった助成金の制度もあ

るし、総務のほうでもあるんかもわかりませんが、それは早急に建てて確保しておくべきだと思うんですけども、これ最後やさげ、市長に聞いてええんかなと思うんですけども、市長答えてくれますか。

そういったことも踏まえて、一個だけ忘れたんですけども、医薬品、これも一応避難場所にも置きなさいというような通達も今回出てるんですけども、それについては、今最小限の物を置いてるようなんですけども、いま少し充実した医療品というものはそこへ置く考えはあるのか、あわせて、それは担当また、もし言えるんだったら言うもらえたらと思います。

それで、最後に市長、今までの話の中で、この避難場所、備蓄、それについての市の考えというものを、市長、最後にお答えください。

○議長（西川泰弘君） そしたら、医薬品の問題に関して。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（自席） 再々質問にお答えいたします。

まず、医薬品につきましては、現在は那賀医師会、それから薬剤師会等、災害時の医療活動に関する協定を締結しております。所持している器材や薬品を借り受けながら、医師や薬剤師の派遣を依頼し、これにより常に新しい器材、薬品を使用することが可能になっております。

今回の災害対策法の改正の中では、避難所における食料・衣料・医療品などの配布及び保険医療サービスの提供がするように努めるといふうにされておまして、医薬品の取り扱いについては専門的な知識が必要であり、その扱いは慎重に行うものと考えております。現在、薬剤師会や医師会と災害時の医薬品などの提供について、先ほど申し上げたように、締結をしておりますので、法改正の趣旨に伴い、配布方法など十分に関係者と協議をし、緊急時、円滑なサービスができるよう努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（西川泰弘君） それでは、市長に答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 田代議員の御質問、担当部長がお答えをしたとおりでありまして、備蓄倉庫等については49カ所をしておりますが、それ全部のところへ備蓄するということは非常に管理上、管理の方法が混雑するというんですか、難しい面もあると思ひまして、旧町単位で大体その考えをその箇所その箇所で考えていく。貴志川が災害に遭っても、粉河、那賀が災害に遭わないというふうな、今の大雨洪水等々の関係はそんなことがあるわけで、紀の川市全体が全部災害に遭うという、それが地震等々であれば、台風とか、そういうのであれば大体紀の川市全域がというようなことになる可能性もありますが、いろいろなケース、ケースがあるようにも思うわけで、田代議員の言われるその避難場所に食料、また医薬品等々充実して保管できれば、それは備えあれば憂いなしと言いますが、備えていくことがもちろんいいことではありますけれども、しかしもし突発的に

災害が起こったときに、対応のできる範囲の中でやらせていただくということで御理解をいただけたらなと、そのように思っております。

法改正もあり、名簿等々の作成も一応させていただく方向で進めをしておりますけれども、これもまた地域、大字等々で区長さんや消防団の皆さん方の協力も得ながら、自分たちの地域は自分たちで把握していく、そういう方向も協力をお願いしながら、もしかというときには、名簿はもちろんのこと、地域の皆さん方の協力を得ながら、犠牲者のできるだけ出ないような対応をしていけるように努めていきたいと、そのように思っております。

今、用地を残していただいているという粉河の中学校については、しかし、その中学校が適切で、あの場所で置かせてもらうことが適切であるのかどうかというところまで、私は相談をいただいている、知らないということはないんですが、今後、そういうことにも使わせてもらえるという構えをしているということの中で、早急に結論を出し、あの場所で備蓄するということになれば、もちろん建物もどんなものになるかわかりませんが、させてもらうことが当然ではないかなと、そのように思っております。

○議長（西川泰弘君） いいですか。

〔田代議員「はい」という〕

○議長（西川泰弘君） 次に、特定健診アップの取り組みについての質問をどうぞ。

田代君。

○13番（田代範義君）（質問席） それでは、続きまして、特定健診率のアップの取り組みについて、お伺いをいたします。

これも前回聞いておるんですけども、市の長期総合計画、後期基本計画ができましたけども、その中で、平成23年度の健診率ですけども、これは31.5%でした。ちなみに、前期の長期総合計画の中においては、24年度で60%、そして29年度には65%にアップをしていくという取り組みでしたけども、今回の新しい長期計画の中では、29年度には60%を目指していくと、5%下がっているんですけども、これは恐らく国の方針があったんかなと思うんですけども。そうした中でも、今現在でも30%、31%の健診率の中で、これから後4年後ぐらいに60%まで持っていくのにはかなりハードルが高いんかなという気がするんですけども、今後市として、この健診率のアップについて、どのように取り組んでいるのか。前回聞かせていただいた後、かなりいろいろと検討はしていただいていると思うんですけども、どのような対策を講じられてきたのかをお伺いします。

そうした中で、そのときにも言わせていただいたんですけども、健診率を上げるのに一つの役になるだろうと思って、土日の休日の健診をやってはどうかというのを、そのとき提案をさせていただきました。なかなか難しいという中でも、その後どのような検討をされたのかも伺いをいたします。

そして、もう一点お伺いしたいのは、今健診項目が、あれ国からの指針で非常に少ない項目なんですけども、血液検査、血液をとりますけども、その血液検査の品目をいま少し

ふやすということではできないのでしょうか。そういったことで、項目をふやすことによっても、この健診率をアップすることに効果あるのではないかなと思いますので、その辺の考えをお伺いいたします。

○議長（西川泰弘君） 答弁を求めます。

市民部長 北林佳高君。

○市民部長（北林佳高君）（登壇） それでは、私のほうから、特定健診アップの取り組みということで、健診率の目標値等につきまして、お答えさせていただきたいと思います。

特定健診につきましては、平成25年4月1日から第2期計画期間に入り、厚生労働省は平成25年3月第2期計画期間の実施基準を示してございます。

それに基づきまして、紀の川市も特定健診における平成25年度から平成29年度までの第2期実施計画を策定してございます。

実施率におきましては、全国の実施状況、実態等から、国は全国計画における目標数値は維持することとしたものの、保険者種別により目標値を定め、市町村国保については60%を目標とすることとされ、それに伴いまして、紀の川市も市町村国保ということで60%の実施率、29年度における実施率を60%を目指すこととしてございます。

また、本市における24年度の実施率は、先ほど議員おっしゃいましたとおり31%と、昨年より少し下がっている状況でございます。そうした状況の中で、受診率、目標数値にはまだまだほど遠い状況でございますが、少しでも近づけるべく取り組みを実施しなければならないと考えており、あらゆる機会を通じまして健診の重要性を啓発し、未受診者へは、はがき・電話による再勧奨通知、また実施形態として個別健診の充実と集団健診では、回数をふやすとともに、他の健診との同時実施など、受診率アップに向けて鋭意取り組んでいるところでございます。

特定健診につきましては、保険者、紀の川市でございますけれども、義務であり、受診率の向上に向けまして精いっぱい取り組んでまいりたいと考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（西川泰弘君） 保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） それでは、保健福祉部より、土日、休日の健診の受診についてに答弁させていただきます。

国民健康保険加入者（40歳から70歳）を対象に実施しております「特定健診」と市民を対象に行います「各種がん検診」等につきましては、住民健診という形で住民の皆様へ健診を受けていただきやすいよう、市の公共施設で実施する集団健診と、那賀医師会の協力医療機関で受けていただく個別健診により実施しております。

未受診者への受診対策（勧奨）でございますが、市民部長の答弁にもありましたが、健康推進課では、平成24年度におきましては、各地区ごとの集団健診実施後に電話による受診勧奨の実施、また新たな取り組みとして、全地区健診終了後、さらに三日間の日程を

設け、集団検診を実施いたしました。受診者につきましては、この三日間で486人の受診があり、一応の成果があったものと考えてございます。平成25年度におきましても、引き続き、24年度同様の実施を予定し、受診率アップに取り組んでいるところでございます。

さて、議員御質問の土日、休日の健診の実施につきましては、平成24年第2回定例議会で質問があり、答弁させていただきましたが、受診率向上のさらなる取り組みの中で、受診機会の拡大として検討してきたところでございますが、個別健診により日ごろかかっている医療機関で受診できる機会もある中で、日曜日の実施になりますと、実施回数、実施場所、希望者の把握等いろいろな課題もございます。また、委託先及び医師、看護師等の確保や費用の加算についても十分な検討が必要になりますので、現段階では平日の追加健診日の設定により対応したく思いますので、御理解賜りたいと思います。

今後も引き続き、受診率アップを目指し、特定健診、各種がん検診とあわせ、健診の取り組みの中で、市民部国保年金課とも検討させていただきますので、御理解、よろしくお願ひしたいと思います。

それともう一点、血液検査の項目の追加ではございますが、市の独自対応では今のところ困難だと考えていますので、今後厚労省との確認も含め、検討させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（西川泰弘君） 再質問、ございますか。

田代君。

○13番（田代範義君）（質問席） ありがとうございます。なかなか難しいんですけども。

その後、前に聞かせてもろた後から、前回から最終的には三日ほど日にちを延ばしていただいて健診をしていただいているという中で、ある程度の、486名ですか、ふえたということで取り組んでいただいているのかなと思うんですけども、いま一度、土日というものは考えてもらえたらなと思ひます。

そして、もう一つは、今新たにできてきていると思うんですけども、健康マイレージという制度があります。この健康マイレージというのは、健康診断の受診やスポーツ活動等への参加などでポイントをためると、得点を利用することができるということで、一応各県がとり行っているんで、一番よく行っているのは静岡県がこの健康マイレージという事業を行っております。静岡県も取り組んでおりますし、市町でも、10何市町村が取り組んでいるんですけども、この健康マイレージ、余り聞きなれないんですけども、受診後、特定健診を受けたらポイント加算され、また健康教室へ行ったらポイントが加算され、それでまたそういったスポーツ等々にも参加するとポイントが加算されて、そのポイントがある程度たまると、まあいうたら、単純に言うと公共施設の利用がしやすくなるとか、特典があるとか、また商店街の協力店を集めて、そういったところで得点を得られるというようなポイント制ですけども、こういったことをこの紀の川市において一度取り組む、

速とは難しいんですけども、研究してみるのには価値あるのかなと思いますので、一応提案をしてみたいと思うんですけども、担当課としてどうでしょうか。

○議長（西川泰弘君） 保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（自席） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

まず一点目の日曜健診につきましては、先ほども平日の日設定におきまして一定の効果上げてるのを答弁させていただいたところでございますが、健診率アップは不可欠と思いますので、今後検討の課題として、今後も検討したいなど、そのように考えますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

それともう一点、ただいま議員から、受診率アップ対策として御提案ありました「健康マイレージ」につきましては、健康づくりを促進する新しい仕組みであり、日々の運動や食事などの生活改善や健康診断の受診、健康講座やスポーツ教室、ボランティアなどの社会参加など、市で指定した健康づくりメニューを行った市民の方が、得点を受けられる制度かと思われまます。

内容は、日ごろの健康づくりの取り組みをポイント化し、健康づくりへの積極的な参加を誘導する仕組みであると考えます。具体的には、健診受診や講座、健康教室、イベントへの参加などポイントをため、特典として市独自の景品や公共施設利用、割引券等への交換が上げられるかと思ひます。

市民が自主的かつ積極的な健康づくりに取り組む上では、健診、保健指導は欠かせないものでありますが、他の自治体での取り組み事例を参考に、ポイント制を利用した場合の効果、また特典について研究するなど、今後の検討課題であるかと思ひますので、御理解、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（西川泰弘君） 再々質問、田代君。

○13番（田代範義君）（質問席） 最後に、市長にお伺ひいたします。

なかなか難しい特定健診率のアップなんですけれども、各担当部から話をいただきましたけれども、なかなか難しいなと思うんですけども。市長の英断があれば、いま少しの、私も提案させてもろたものも、実施はできるのかなと思っております。

旧貴志川町時代におきましては、日曜日のあの健診もありました。そういったことから、その気と言ったら変なんですけれども、やっぱりやる気があって取り組もうと思えばできないことはないと思ひますので、市長のお考えお聞きして、終わりたいと思ひます。

○議長（西川泰弘君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 田代議員の特定健診の健診率アップにつながるいろいろな提案、前々から意見を述べられてきたわけでありまます。

本来、市が市民の皆さん方に、自分の健康は自分で守っていこうという建前の中から、健診率アップを呼びかけてきておるわけでありまます。

合併以来、もう8年をたとうかという、この丸8年経過しようかという中で、なかなか30%を超えての健診率アップにはつながっていかない。市民の皆さん方の自分の体は自

分で守っていくということでそうされておるのか、別に異常はないから健診は受けなくてもええんだという感覚でまだおられるのか。

しかし、私は健診を行うことによって、早期発見、早期治療等々によってとうとい命を守れたというケースは市民の中でも多いわけでありまして、これらを啓蒙・啓発していくことが、まず第一ではないかと。

いろいろな対応をすることも大事であります。市民にその認識を持ってもらえるような、ということは、那賀病院一つにいたしましても、がんのいろいろな講演会等々を行っており、そんな中にはたくさんの市民の皆さん方が参加されておりますけれども、大体来る人が決まっておるっていうんですか、もう忙しいということもあるのか、限られた方が来てるような場合もよく見受けられるわけで、今後は市の広報紙とかいろいろ通じて、その健診率アップに努めていくことがまず第一ではないかなと、そう思っております。

そのいろいろな提案等々させていただいた先進県の状況も十分勉強させていただいて、健診率のアップにつながることであれば、市としても考えていきたいなと、そう思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（西川泰弘君） 以上で、田代範義君の一般質問を終わります。

田代範義君におかれましては、長い間議員として御苦勞さんでした。ただ、任期はまだ満了してませんので、最後までよろしく願いしておきます。

---

○議長（西川泰弘君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもって散会といたします。

なお、議案精査のため、あすは休会とし、6日金曜日、午前9時30分より再開いたします。

御苦勞さんでした。

（散会 午後 1時52分）